

第521回（定例）福崎町議会会議録

令和7年12月18日（木）

午前9時30分開議

○令和7年12月18日、第521回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地域振興課長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第1号	10番	北山智恵	(1) 移住定住について (2) 区域区分（線引き）の見直しについて
第2号	2番	牛尾成利	(1) 令和8年度予算編成方針について (2) 福崎町立文化施設の運営について (3) 福崎町内の中小企業者支援について (4) 町ぐるみ健診の項目について (5) 町職員の働き方改革について
第3号	9番	住谷庸子	(1) 孤独・孤立対策の取組について (2) 町の下水道事業について

第4号	8番	田中康智	(1) 行政改革について (2) 市街化調整区域及び都市計画区域外の活性化について
第5号	1番	中田貴子	(1) 公共施設整備事業について (2) ファミリーサポートセンター設置事業について (3) 継続質問
第6号	4番	大住文子	(1) 老朽化した公共施設の課題と今後の整備方針 (2) 重点支援地方交付金の活用 (3) 福崎駅周辺の土地利用の方針

## 開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
 ただいまから本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は14名でございます。  
 定足数に達しております。  
 それでは、これより本日の日程に入ります。  
 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。  
 1番目の質問者は、北山智恵議員であります。  
 質問の項目は  
 1、移住定住について  
 2、区域区分（線引き）の見直しについて  
 以上、北山議員。

北山智恵議員 おはようございます。議席番号10番、北山智恵でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、移住定住の促進について、区域区分（線引き）の見直しについてを質問させていただきます。

一看すると、この2つは関係性がないように思われるかもしれませんが、どちらも人口増や税収増などといった福崎町のさらなる豊かなまちづくりのためには欠かせない政策となると私は考えております。

まず、移住定住の促進についてです。

兵庫県は美しい自然、豊かな歴史、活気のある都市生活など、多様な魅力のあるエリアです。また、子育て支援の充実度や公共交通機関の利便性、治安の心配やお勧めエリアなど総合的な魅力と住みやすさがあると思います。そのほぼ中心に福崎町が位置しています。

そこで質問です。福崎町の魅力についてお伺いします。

次に、定住移住に向けて神崎郡3町とハローワークが連携して取り組んでおられます「就職フェア」をエルデホールで毎年開催されているとお聞きしておりますが、これはいつからこのようなフェアを開催されるようになりましたでしょう

か。また、求人事業所数や、こういった業種が多いのか、職種など、前年度と比較してどうかを教えてください。

地域振興課長 福崎町は、大手不動産会社が毎年企画しています「街の幸福度&住み続けたい街ランキング」におきまして2023年は街の幸福度、兵庫県のランキングですが、1位です。それから2024年、2025年は2位となっています。

子育て支援、福祉施策、住環境の整備、商業施設の充実、アクセスのよさ、豊かな自然など、地域の魅力がいっぱい詰まったコンパクトなシティでございます。ぜひ福崎町に住んでいただきたいと思います。

次に、神崎郡3町とハローワークが連携して取り組んでいます「就職フェア」ですが、令和3年から始まり、令和7年度で5回目となります。

求人事業所数は約20社で、7から8割程度が「製造業」でございます。

参加求職者数は、昨年度より1.5倍増加し、70人となりました。

令和7年度は、小売業、旅館業等の参加事業所が加わり、事務・営業・販売・サービスといった職種の求人件数・求人人数が3倍程度増えたことが参加求職者の増加要因と考えております。

北山智恵議員 就職フェアはどのような周知方法をされていますか。

地域振興課長 本年度は各戸回覧やホームページで周知を図っております。

北山智恵議員 福崎町のホームページを拝見しましたら、既にフェアが終わったためか、就職フェアのページを探せなかったのですが、開催前はスマホやパソコンから福崎町のホームページのホーム画面から分かりやすく掲載されていましたか。

地域振興課長 町のホームページのトップページの新着情報から見れるようにしておりました。

北山智恵議員 分かりました。参加事業所数は約20社とのこと、あまり多くないように思うんですけども、企業側はどのようにしてこのフェアを知ることができますか。町から企業側へアプローチはされていますか。町経由で参加事業所の雇用につながれば、その事業所に何かメリットがあるような政策があれば、参加事業所が増えたりするのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 ハローワークより、企業側へ募集をされています。エルデホールの規模では20社程度でほぼいっぱいのご状況でございます。また、参加企業への町からの施策につきましても、今のところありませんが、地域の中小企業の人材不足の解消、雇用創出、地域経済の活性化にも役立っておると考えています。

北山智恵議員 分かりました。この就職フェアで就職された方は、町内の方と町外の方はどちらが多いか分かりますか。

地域振興課長 就職者の個人情報となりますので、ハローワークより教えていただけないため、分かっておりません。

北山智恵議員 工業団地で働かれている方がどこに居住しているかまで町側で把握できると、今後の移住・定住の実態調査になり、さらなる移住・定住に向けた政策を進めていくのに重要な資料になるのではないかと考えるんですけども、データ収集するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 毎年、工業団地立地企業状況調査を実施しております。令和7年度の調査結果となりますが、従業員の約3割が神崎郡、約5割が姫路市に居住されています。ただ、この就職フェアで雇用された方が、町内に移住されたかどうかという確認まではできておりません。

北山智恵議員 町のホームページを見ますと、パソコンから見る際は、ホーム画面の移住定住からハローワークという流れで、住むところ、働くところを探ことができました。しかし、スマートフォンから町のホームページを見ると、移住定住について、

ハローワークについて、探そうとしても非常に分かりにくかったです。求職者が町のホームページから職を探すのはまれかもしれないんですけども、何でもスマートフォンで完結してしまう世の中なので、スマートフォンから見られる方も増えているのではないかと思います。移住定住、ハローワークについて検索しやすいように改善すべきではないでしょうか。

企画財政課長 12月下旬、来週になりますが、町のホームページのトップページをリニューアルいたします。スマホ版につきましても、トップページの画面を変更いたします。

今後、スマホ版のリニューアル後は、トップページの右上に検索の欄を設けますので、そこからサイト内検索でキーワード入力をしていただくと該当のページが探しやすくなると思っております。

北山智恵議員 今後探しやすくなるということで、引き続きよろしく申し上げます。

福崎町ホームページの「移住・定住」のタブをクリックすると、「移住希望者向け動画」と「兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業について」のこの2つの文章しか出てきませんでした。近隣市町で移住定住に力を入れている神河町や加西市のホームページを見ると、「住まい・子育て・仕事・医療・支援制度」など項目が多くあり、写真やイラストで見やすいと感じました。福崎町は移住・定住の冊子を作られていて「町独自にやっている行政サービスがある」と明記されていました。町のホームページには今現在、「移住・定住」のところに移住支援金についてしか記載されていません。

福崎町では妊娠・出産、保育、福祉医療について受けることができるサービスがあるので、「移住・定住」のところに併記しないのはもったいないと感じます。

福崎町は子育てしやすいまちを前面に出し、移住定住を進めてこられました。その効果もあり、長年人口2万人を維持していましたが、近年1万8,000人台まで減少しているのは、全国的な少子化による人口減少と子育て支援が市町間で競争になり、子育て世代の取り合いになっているのではないかと思います。

せっかくアピールできる施策が福崎町にあるので、これをぜひ掲載されてはいかがでしょうか。

地域振興課長 福崎町に住まれた方が受けることのできる行政サービスを併記していくことは、丁寧で分かりやすいと考えておりますので、掲載したいと思っております。

北山智恵議員 ありがとうございます。ぜひ掲載していただきたいと思います。

あと、神河町、加西市のホームページは「住まい」から空き家バンクに移動できるようになっていました。福崎町ホームページのパソコン版は「移住・定住」のタブから、さらに「移住希望者向け動画」をクリックしないと「空き家バンク」を見ることができませんでした。ホームページを見ている方に、もっともっと分かりやすく伝わりやすいものへと変更し、活用していくことが移住・定住の第一歩ではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

地域振興課長 そうでございます。分かりにくい状況ですので、見やすくなるように工夫したいと考えます。申し上げます。

北山智恵議員 引き続きよろしく申し上げます。

あと、町のホームページの「兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業について」なんですけども、これは兵庫県の事業とのことなんですけども、いつから始められ、福崎町での実績はいかがでしょうか。

地域振興課長 令和元年度から始まっている県の事業でございます。この事業は、町が25%を負担しています。内容は、東京圏域で5年以上在住または勤務された方が町内に移住され、5年以上継続して居住し、兵庫県内の指定された事業所に就職また

は起業された方が対象となります。世帯で移住された方は100万円、それに子ども2人までプラス200万円が上乗せされます。また、単身で移住される方は60万円となります。令和4年度に1件の実績がありました。その後はございません。

北山智恵議員 1件の実績ということで、まだまだもっと周知していかなければいけないということが分かりました。

あと、移住・定住につなげるため、各市町村でいろいろな取組をされていますが、福崎町ではどのような施策をされているかお聞きします。

また、ほかに町独自の行政サービスで検討中のものや、県と町で一緒になってできる事業などあれば教えていただきたいです。また、ある場合はその事業の詳細な説明もお願いします。

地域振興課長 町施策としましては、先ほど議員さんが言われましたとおり、子育て・福祉医療などの行政サービスがございます。また、都市計画の制度になりますが、市街化調整区域において、特別指定区域の地縁者住宅区域では地縁者が定住、新規居住者区域では町外の方が移住できるよう戸建て住宅が建てられやすくなっています。また、空き家の改修工事に要する費用の一部を補助する空き家活用支援事業では、若い方が本町で定住していただくような住宅型の若者・子育てタイプを設けております。ですので、移住を考えられる方の多くが、福崎町を選んでもらいたいし、住んでいただきたいと思っています。

また、県との共同事業につきましては、研究させていただきます。

北山智恵議員 分かりました。ありがとうございます。県との共同事業についてはぜひとも積極的な事業を進めていただきますよう、県に働きかけを引き続きよろしくお願ひします。

また、移住を検討している方からすると、仕事と住まいをどうするかが重要になってくると思います。行政もこの2点を意識して支援を行う必要があると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

続いて、2番目の区域区分（線引き）の見直しについてでありますけれども、市街化調整区域では少子高齢化及び人口減少の影響で活力が失われつつあります。

6月議会でも空き家対策を中心に一般質問をさせていただきましたけれども、引き続き市街化調整区域の活性化の方策についてお伺いしたいと思います。

平成14年に兵庫県が全国で初めて「都市計画法施行条例」を施行し、特別指定区域制度を創設しました。その第1号の指定が「西大貫地区」だったと聞いています。

すみません、議長、ここで資料配付の許可をいただきたいのですがよろしいでしょうか。

議長 許可をいたします。

北山智恵議員 ありがとうございます。Side Booksの議会資料から、定例会・臨時会、第521回定例会で一般質問の北山のフォルダに入ってください、特別指定区域のPDFをご覧いただきたいと思います。

第1号の西大貫から今までこれだけの地域が指定されて、その2ページ目に、兵庫県全域の図が、指定された図が表示されているかと思うんですけども、今、福崎町、その中でも、まだ田口地区以外が指定されている図になっていると思うんですけども、もう一つ、福崎町内の特別指定区域の全体位置図というPDFもあるので、それをご参照いただきたいんですが、そこには第1号の西大貫から、今まで色づけされている箇所がこれまでの指定された地域になるということで、結構多くあるかと思うんですが、当時の福崎町の人口の面で見ると、平成元年か

ら平成14年まで、途中、増減はありますけども約1万9,100人から約1万9,700人へと増加している中で、今ほど財政難とはなっていないなかつたと思うのですが、その中で市街化調整区域の産業衰退や宅地と農地が混在するなど、土地利用の混乱などをいち早く問題意識され、どの他府県よりも早く、どの兵庫県内の市町よりも早くこの制度を取り入れられ、事業を進めてきてこられた福崎町の町長はじめ課長、職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。

この特別指定区域なんですけども、福崎町内の市街化調整区域にある全自治会に指定を広げられておられるんですけども、地縁者住宅及び新規居住者住宅の実績として、これまで何戸建ったのでしょうか。

まちづくり課長 令和7年3月末現在で地縁者住宅は227件、新規居住者住宅は8件でございます。

北山智恵議員 地縁者住宅の建築実績に比べて、新規居住者の住宅の実績が極端に少ないのはどういった理由でしょうか。

まちづくり課長 新規居住者住宅が少ない要因といたしましては、地縁者住宅の区域の範囲が346ヘクタールと比較しまして4.1ヘクタールということで、小さいことが考えられます。

北山智恵議員 新規居住者区域の面積がとても小さいんですけども、拡大することは可能でしょうか。

まちづくり課長 新規居住者区域につきましては、地元集落の意向を反映した範囲となっております。広げようとするには、再度、地元集落において再考していただく必要がございます。

北山智恵議員 地縁者住宅区域に係ることなのですが、近隣の市街化調整区域で通算10年以上住んでいる方はその区域に家を建てることは可能なんですけども、福崎町内の市街化区域で生まれ育った方が福崎町に帰ってきて、地縁者住宅区域で家を建てるができないという例を多く聞いています。これは改善できないでしょうか。

まちづくり課長 議員さんがおっしゃるとおり、地縁者住宅を建てることのできる対象者は隣接の市街化調整区域に10年以上お住まいの方のため、例えば、福田の市街化区域で通算10年以上お住まいになられても、同じ福田の特別指定区域に家を建てることできません。そういった事象を解消するために、令和8年度には特別指定区域の見直しを予定していますが、それに合わせて近隣の市街化区域であっても通算10年以上お住まいの方は対象となるようにしていきたいというふうには考えております。

北山智恵議員 そのようお願いいたします。

あと、特別指定区域制度なんですけども、定期的に自治会に働きかけて見直しをされていると聞いていますが、区域の拡大、特に新規居住区域の指定には苦労があると思います。幹線道路沿いなど建築しやすい農地は農振農用地であったり、自治会内の土地でも、どこを指定するかは、区長さんや役員だけでは決めるのは難しい面があると思います。

新規居住者区域を拡大するのは難しいということでしたら、特別指定区域と空き家を連動できないのでしょうか。市街化調整区域の空き家には農地つきのもも多くあり、空き家と農地をセットで売却を希望されている場合も多いと思います。調整区域で住宅を建てたいと思ったときに、まず親や親戚を頼るかと思うんですが、しかし、家を建てるのに適した土地がない場合、特別指定区域内の土地を誰かから譲ってもらうことになると思います。

6月の一般質問で、空き家等活用促進特別区域に指定されたメリットをお伺いしました。

空き家を更地にしても再築できたり、カフェ、事務所等への用途変更が容易になるとのことでした。

特別指定区域と空き家バンクを含む農地付きの空き家などの情報が1枚の地図で確認できれば、市街化調整区域への移住・定住の選択肢が増えるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

まちづくり課長 参考となるご提案をいただき、ありがとうございます。

空き家バンクの情報につきましては、ホームページで公開しておりますが、その空き家の所在位置につきましては、例えば福崎町南田原という具合に大字を掲載しています。これは地図でその場所が示されていれば、空き巣などの防犯上の観点から詳細な位置情報は現在掲載をしておりません。このため、移住・定住先を決める選択肢として、そうした図面があれば大変分かりやすいのですが、防犯上の観点から地図での表示は困難であるというふうには考えております。

北山智恵議員 あれば便利かと思ったんですが、防犯上の観点から表示できないということなので、これはちょっと進めることができないということが理解できました。

あと、近隣の加西市の都市計画区域に占める市街化調整区域は約95%で、市街化区域は5%しかありません。その市街化調整区域に人口の65%が住んでおり、昭和46年の線引きという表現になるんですけども、市街化区域と市街化調整区域に分けることなんですけども、以降、厳しい建築制限が地域衰退の要因と考え、令和7年度末、来年の3月に区域区分の廃止を進められています。

福崎町も市街化区域が11.4%、市街化調整区域が88.6%と、加西市と同じく市街化調整区域の割合は大変大きいんですけども、市街化調整区域内でも、この場所をもっと有効な土地利用をするべきではないかと思われるところもたくさんあります。

福崎町も区域区分を廃止にはいかがかと思うんですけども、区域区分を廃止するにはどういった手続が必要になりますでしょうか。また、それにどのくらいの期間がかかりますか。

まちづくり課長 区域区分の廃止の手続についてでございますが、この手続には、おおむね5年から6年が必要だとされております。1年目、2年目につきましては、線引き廃止による影響調査、地元意向の確認。3年目、4年目につきましては、土地利用計画の見直し、土地コントロール手法の検討、県による広域調整。5年目、6年目につきましては県が国と協議を行うことというふうになっております。

北山智恵議員 大変さっとできるものではないということを理解できました。福崎町も区域区分の廃止に向けて取り組む予定はないということなんですけども、検討しない理由としてはどういったものがありますか。また、そのデメリットは何と考えていらっしゃいますか。

まちづくり課長 福崎町におけます市街化調整区域内の建築制限における規制緩和といたしましては、特別指定区域に取り組んでいること、また戸建て住宅につきましては、集落区域で10年以上経過した住宅であれば、建築物の用途変更を行う手続をすれば、令和5年4月より誰でも住むことができ、また建て替えもできる等、居住者の限定はなくなっていること。このほか、令和6年6月に兵庫県から福崎町全域を空家等活用促進特別区域に指定されたことによりまして、これまでは都市計画の区域区分前に建てられた空き家を建て替えの予定なく除却しますと、原則、再建築は不可能でありましたが、この区域に指定されたことにより、除却される前に、区域区分日前に建てられた家であるという区域区分日前建築届出空家等確認申請書を提出する必要がございますが、建築可能になるなど、少しずつではございますが、対策を講じていることによりまして、今後、検討の必要はあろうか

と思いますが、現在取り組む予定とはしていません。

また、デメリットといたしましては、住宅等がばら建ちする可能性があること。また、それに伴いまして、上水、下水のインフラ整備が必要となること、また制限が緩くなるため、迷惑施設などの建物ができてしまう可能性がございます。

北山智恵議員 分かりました。福崎町が仮に区域区分を廃止した場合、具体的には、市街化調整区域はどのような規制緩和がなされますか。

まちづくり課長 建築の規制が緩和されるため、誰でも戸建て住宅が建築可能になります。また、既存工場などの拡張、移転がしやすくなります。

北山智恵議員 分かりました。福崎町も区域区分を廃止した場合、市街化調整区域では新たに土地利用をコントロールするような規制は必要でしょうか。

まちづくり課長 仮に、線引きを廃止した場合、まず市街化区域の用途地域につきましては、市街地としての町並みを維持するために、そのまま残しておく必要があると思われれます。

一方、市街化調整区域につきましては無秩序な町並みとならないように土地利用をコントロールする必要があるため、独自のルールとしまして、特定用途の建築物の立地を制限する特定用途制限地域を設定することになります。これは各集落の特性やニーズに応じまして、きめ細かく区域及び立地規制基準を設定する必要があります。戸建て住宅以外は用途や規模等を制限するゾーン設定を行うものになります。

北山智恵議員 加西市のように、「区域区分」を廃止して、特定用途制限地域が合わないことがあれば、その都度、修正できるようにしてはいかがでしょうか。当初は完璧なものをつくれたと思っけていても、途中で合わない点っていうのは出てくるかと思っけています。

当初から完璧なものをつくるのは難しいですし、その都度修正していくことができれば、最終的によいルールづくりができるのではないかとと思っけていますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほど申し上げました特定用途制限地域につきましては、町主体で定めるため、町の権限により暮らしの変化や社会の変化により対応は可能となっております。また、必要に応じまして、その都度修正することは可能となっております。ただし、特定用途制限地域の範囲や基準を設定する上で、特別指定区域をしている区域に関しては、その特性や建築可能な用途・規模を十分に踏まえ、必要以上に立地可能な範囲を拡大しないこととされています。このため、現在の特別指定区域の範囲内において、特定用途制限地域のゾーン設定を行うこととなります。

北山智恵議員 分かりました。加西市に平成30年の12月1日にオープンしたホテルルートインなんですけども、あれはもともと福崎町に建設したいと考えていたと聞いています。一定数のお客さんが宿泊できるホテルが福崎町にあれば、工業団地関係の出張の方や来客の方、あと最近では河童関係で福崎町の旅行者などが宿泊できるようになり、少しでも福崎町でお金を使ってくれるようになり、観光業も栄えるのではないかとと思っけていますけども、建築できる土地がなかったため、町内に建設を断念されたとすれば大変もったいないことだと思っけています。乱雑な都市形成は駄目ですが、もう少し土地利用を柔軟にしていかななくてはいけないかと思っけていますけども、いかがでしょうか。

まちづくり課長 ホテルルートインさんに関しましては、市街化区域内で候補の土地はあったみたいですが、近隣住宅への日影等の影響を懸念されまして、断念されたというふうにお聞きしております。

仮に、ホテルの建設候補地が用途地域の建築物の用途制限により、建築不可と

なる場合は、県や地元と協議は必要になりますが、建築可能となるよう用途地域の範囲の見直し等、対応はしたいというふうに考えております。

北山智恵議員 ぜひ、またそういった機会があれば検討、見直しのほう、よろしく願います。

あと、工業団地内の企業で、既存の施設では足りなくなっていて、ほかにも工場や倉庫を増やしたいという企業は多くあると聞いております。区域区分の廃止を早期に取り組まないのであれば、地区計画や特別指定区域制度を利用して、その地域に合った特性を生かした村の活性化、ひいては町の活性化につなげてはと考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 工業団地のような規模が大きい工場は特別指定区域では困難で、また農業振興地域がその範囲として含まれる場合はハードルは高いですが、企業と地元がマッチングするのであれば、地元集落の活性化並びに町の活性化につながるよう特別指定区域や地区計画で対応していきたいというふうには思っております。

北山智恵議員 引き続きよろしく願いたいと思います。

あと市街化調整区域で家を建てたいと役場へ相談した方から、農振農用地なので農地転用できませんと言われたと聞きました。ほ場整備を実施した優良農地は転用するのが難しいのは分かるんですけども、集落に近く、今後ほ場整備の計画がない農地や、過去にほ場整備に参加しなかった小さな農地まで農振農用地に指定しておく必要があるのでしょうか。

農振除外は個人では手続が大変だと聞いています。特別指定区域の見直しに合わせて、農振農用地の見直しはできないのかお聞きします。

農林振興課長 まず、この農振農用地でございますが、県が農業振興地域として総合的に農業の振興を図ることが相当な地域を、町は農用地区域として、将来的に農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域として「農業振興地域整備計画書」を策定することとなっております。

この整備計画書は、おおむね5年ごとに基礎調査を実施しまして、また必要が生じた場合には計画変更を行うことというふうにされてございます。

その他、県の基本方針の見直し・農業振興地域の区域変更や経済事情の変動、その他の情勢の変化によりまして、変更の必要が生じた場合にも変更するというふうにされております。

しかしながら、この区域からの除外には6項目の要件がございまして、その全てを満たす必要があり、議員が言われましたように、ハードルは高いものとなっております。

また、区域からの除外の要件を満たしていた場合でも、生産性の高い優良農地、ほ場整備を行った農地でありますとか、それは甲種農地と呼ばれているんですが、また10ヘクタール以上の集団農地、これは第1種農地というふうには呼ばれておまして、そういった農地は、原則、農地転用が不許可となる可能性が高いというふうにされているため、除外しないようにというふうにもされております。

また、それには農業委員会の意見を聞くなど、事前の調整が重要であるというふうにもされてございます。

先ほど申し上げました「農業振興地域整備計画書」、こちらの変更には国や県のガイドラインの確認を行う、県との事前相談、農業委員会など関係機関への意見聴取、さらには計画案の縦覧などのほか、県への農用地利用計画の協議などが必要となってくるため、こちら非常に手続は大変なものというふうになっております。

現在、福崎町では農振農用地の見直しを行っているところでありまして、その

中においては特別指定区域の見直しにも配慮した計画の変更、これは特別指定区域の見直しを行うには、農振農用地から除外されていることが必要というふうになっておりますので、そういったことの整合性を取りながら進めております。

今後市街化調整区域などの活性化につながるよう地元との協議はもちろんのこと、県や農業委員会など関係機関とも積極的に調整を行っていききたいというふうに考えております。

北山智恵議員 ありがとうございます。農地は本当に難しいということがよく分かりました。ありがとうございます。

あと、最近、市街化調整区域のある自治会で空き家と周辺農地が長年放置されていて、荒れ放題になっていて、集落環境の悪化を心配していたが、新規就農を希望されている方と地権者をうまくマッチングすることができ、空き家は古民家カフェに、周囲の放棄田も水田や畑として利用されるようになり、家族でその自治会に移住されたと聞きました。この事例は区長や役員が地権者との橋渡しをし、耕作放棄田の整備を手伝うなど、村入りしやすい環境を整えたことが功を奏したと思います。

姫路市や加古川市では、市街化調整区域など郊外部への移住支援の補助金制度をつくっています。財政難の中、福崎町では積極的な補助制度の創設は難しいかもしれません。しかし、移住・定住の希望者をうまく地権者にマッチングする仕組みがあればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

農林振興課長 今のところ、残念ながらこの新規就農を希望される方と遊休農地をマッチングさせるといったような取組は福崎町では行っておりません。ただ、町ホームページに掲載されております「福崎町空き家等情報バンク」、こちらには「農地も併せて売却希望」といった表記がある空き家が掲載されておりますので、そちらをご活用いただけたらというふうに思っております。

北山智恵議員 福崎町のそういった空き家バンク、農地も併せて売却希望という表記ができるということはちょっと知らなかったもので、ありがとうございます。町ホームページに記載されている「福崎町空き家等情報バンク」の「農地も併せて売却希望」と表記があるのは農地も欲しい空き家購入希望者しかマッチしないので、新規就農を希望されている方と遊休農地をマッチングさせる取組を福崎町でもしてはいいかかと思いますが、どうでしょうか。

農林振興課長 新規就農を希望される方と遊休農地をマッチングさせる、こういった取組となれば「農地バンク」というものを挙げられると思います。この農地バンク、兵庫県では農地中間管理機構がそれを担っているわけですが、対象とされているのは、地域の将来の目標地図でございます「地域計画」、こちらに記載されている耕作者の方のみでありまして、また、この農地中間管理機構では積極的に担い手を選出するといった制度でもありませんので、マッチング機能が十分に発揮されているとは言い難いというふうには感じております。

兵庫県内の市町の中では、独自の制度として「農地バンク」を行っておられる市もございます。全てが確認できているわけではございませんが、現在把握しておりますのは神戸市、三田市、川西市などを把握しておりますが、あくまでも県内では一部の市にとどまっているというふうに考えております。

「農地バンク」につきましては、有効なものであるという認識はしていますが、それに必要なシステム費用などとの費用対効果などもございますので、まだしていません。姫路市など近隣市町の動向にも注視しながら検討はしていきたいというふうに思います。

北山智恵議員 ありがとうございます。一筋縄ではいかない問題がたくさんあることがよく分

かりました。特に人口減少している市街化調整区域の活性化に向けて、各課でもっともっと活発な発想や意見を出していただきまして、その実現に向けて地元との協議だったり、県や関係機関との積極的な提案交渉をしていただきまして、引き続き前に進めていっていただきたく思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、北山智恵議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、牛尾成利議員であります。

質問の項目は

- 1、令和8年度予算編成方針について
- 2、福崎町立文化施設の運営について
- 3、福崎町内の中小企業者支援について
- 4、町ぐるみ健診の項目について
- 5、町職員の働き方改革について

以上、牛尾成利議員。

牛尾成利議員 おはようございます。議席番号2番、牛尾成利でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき一般質問をさせていただきます。3度目の質問となりますが、できる限り毎回質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最近、国会では長年議論されてきたガソリンの暫定税率の廃止が決定しました。車が必需品である福崎町では、その変化を感じられた方も多と思います。私たちの政治への関心が政治を動かし、そしてその政治が私たちの生活に直結するということを多くの方が実感されているのではないのでしょうか。

一方、町民の方々に一番近い福崎町の議会においても、町民の皆さんの生活に直結する数々の重要な議題を議論し、町民の皆さんに暮らしの豊かさを実感してもらえるような結果を出していかなければならないと考えています。

そのために、この一般質問は建設的な議論をする有意義な時間にできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では質問に移ります。質問の1つ目、令和8年度予算編成方針についてお伺いします。

1 1月18日の総務文教常任委員会で「令和8年度予算編成方針」が示されました。町長が役場内全職員に対して8年度の予算要求の方針を示されたものです。

これからこの予算編成方針に基づき各課から予算要求、財政側の査定が始まると思っております。

この予算編成方針には、1つ、令和4年度から3年連続で2億円以上の大幅な赤字となった。2つ、財政調整基金は3年連続の取崩しとなった。令和7年度も1億円台の繰入れが必要となる可能性が高いと厳しい文言が並んでいます。

町財政の危機感が伝わってきますが、1つ、財政状況が厳しいことを役場内でのどのような言葉を使って職員に説明されていますでしょうか。

2つ、またこの厳しい状況を踏まえてどのような心構えで職務にあたることを職員に求めておられますでしょうか。

3つ、そしてこの財政状況が厳しいとの認識は町行政を進める上で共有されていますでしょうか。この3点についてご所見をお伺いします。

町長 まず、第1点目の財政状況が厳しいことをということでございますが、係長以上の職員出席の下、11月10日に開催しました予算編成指示会議にて、予算編成方針等について説明を行いました。その中で、本町の財政状況については、先ほど質問議員が言われました実質単年度収支の3年連続の大幅な赤字や、財政調

整基金残高の減少、このままの状況が続きますと、これからも毎年1億から2億円の収支不足が発生し、令和15年度には財政調整基金が枯渇するおそれがあることや、第7次行政改革の取組などについて、資料を交えながら周知を行ったところでございます。

2点目でございます。どんな心構えで職務にあたることを求めているかということでございますが、令和8年度予算編成にあたっては、町民生活や社会経済状況、さらには厳しい財政状況について職員一人一人がしっかり認識した上で、行政改革を推進するとともに、各種施策・事業の必要性や費用対効果を検証し、限られた財源を最大限有効に活用することで、持続可能な行財政運営を確保しつつ、必要な施策を積極的に推進していくということを説明いたしました。

3点目、財政状況の共有ということでございますが、先ほど答弁しましたとおり、予算編成指示会議で本町の非常に厳しい財政状況について説明するとともに、今後、第7次行政改革を推進していくので、こういった状況をしっかり認識した上で、行政改革を踏まえた予算編成に臨むよう指示したところでございます。

牛尾成利議員 ありがとうございます。職員には財政が厳しいということが行き渡っているということでした。それであるならば、ぜひ日々の業務の中で感じる無駄や課題を見過ごすことなく、行革の枠にとらわれることのない広い視野で町政を見詰め直し、予算要求に、また査定に反映していただきたくお願いしたいと思います。

続きまして、福崎町の令和6年度決算については9月議会で質疑がありましたが、兵庫県内41市町の決算がそろい、県が市町財政の状況として公表していません。予算編成方針にも書かれていますが福崎町の状況は5年度に比べて、県内順位で経常収支比率がワースト8位から4位に、実質公債費比率がワースト7位から5位に、将来負担比率がワースト5位から2位に、財政調整基金残高はワースト3位との状況です。県が公表している財政指標全てがワースト5位以内と悪化しています。さらに、行革の収支計算資料では、今後5年間、さらに悪化する指標も示され、将来負担比率は県下ワースト1になる見込みです。

このように悪化する主な財政指標について、1つ、その悪化する理由と、今後どのように扱っていくのか。2つ、数値は早期健全化基準を下回っているのだから参考にされないのか。3つ、行革を推進すれば、おのずと指標は改善されると考えておられるのかの3点についてご所見をお伺いします。

町長 まず、第1点目の悪化する財政指標についてということでございますが、経常収支比率の悪化の要因は、働き方改革などによる人件費の増、くれさか環境事務組合負担金や下水道事業会計繰出金の増などによる補助費等の増、福崎駅周辺整備事業や学校施設大規模改修などによる公債費の増が主なものでございます。今後、下水道事業会計繰出金は減少する見込みですが、人件費や公債費は増加する見込みで、経常収支比率は若干増加か、横ばいで推移すると見込んでいます。

次に、実質公債費比率の悪化は、町債の元利償還金の増、下水道事業会計繰出金の増、普通交付税算入公債費の減が主なもので、今後、公債費は増加する見込みですが、下水道事業会計繰出金が減少しますので、実質公債費比率は減少すると見込んでいます。

将来負担比率でございますが、地方債残高の増、公営企業繰入見込額の増、財政調整基金残額の減による充当可能基金の減が主なもので、今後、公営企業繰入見込額は、下水道事業会計繰出金の減により減少する見込みですが、地方債残高が増加しますので、将来負担比率は増加すると見込んでいます。

財政調整基金残高につきましては、歳出の増加に対し、歳入が不足しているもので、今後、財政調整基金残高は行政改革により、横ばいにしていきたいと、こ

のように見込んでおります。

いずれの数値も財政の健全化において重要な指標ではありますが、ある程度の数値悪化は許容範囲として、まずは実質単年度収支の黒字化、財政調整基金の一定額の確保に向けて、行政改革を推進してまいります。

次に、2点目の早期健全化基準のことでございますが、先ほどの答弁のとおり、参考にはいたしますが、許容範囲と考えております。

3点目の行革を推進すればという点でございますが、これも先ほどの答弁のとおり、経常収支比率は若干増加か横ばい、実質公債費比率は減少、将来負担比率は増加、財政調整基金は横ばいでいくというふうに見込んでます。

牛尾成利議員 ありがとうございます。財政指標が悪化するから、それだから行政改革を実施すると言えば、それまでですが、6月議会の私の質問には第7次行政改革、5年間で財政の収支均衡を図る。9月議会では、5年間でふるさと応援寄附金1億円以上増収、投資的経費4億円以上削減、財政調整基金残高を10億円程度にするご答弁いただきました。

財政指標がさらに悪化することが見込まれる中、県内での順位がかなり悪化する中、福崎町の財政を立て直すことに向けた町長の決意をお伺いいたします。

町長 行政改革大綱を今作成中でございます。先ほど議員がおっしゃられたとおり、令和8年度からの5年間で決算での収支均衡、自主財源の歳入の1億円以上の増収、一般財源の歳出4億円以上の削減を必ず達成するというところで、第7次行政改革大綱、そして行政改革実施計画を進めてまいりたいと、このように考えております。

牛尾成利議員 続きまして、予算編成方針に令和8年度「新規・拡充事業については原則制度改正に伴うものや、総合計画の課題解決につながるもののみとすること」とあり、経常収支比率が96%を超える現状では、来年度は新規事業が見込めない状況と思います。

そのような中、令和8年度は尾崎町長の今回の任期の最終年度にあたります。

そこで1点目、町長は将来の福崎町がどのようなまちであってほしいのか。

2点目、将来のまちの姿を見据えて、町長が令和8年度予算編成に込められた思い。

3点目、今回の任期中にできた事業、やっておきたい事業、やり残した事業についての町長の所感を踏まえて、予算編成へ込められた思い。この3点についてご所見をお伺いします。

町長 まず、第1点目の将来の福崎町がどのようなまちであってほしいのかということでございますが、第6次総合計画に掲げました、まちの将来像「活力にあふれ風格のある 住みよいまち～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」を全力で前に進めて、「住む、働く、学ぶ」この3つの調和のとれた町を目指していきたいと考えております。

2点目の8年度予算編成に込められた思いでございますが、予算編成指示会議の私の挨拶の中で、私は福崎町には大きな課題が2つありますと、1つ目の緊急の課題は行政改革。そして、もう一つの課題は少子高齢、人口減少で、1つ目の行政改革は直ちに対応しないと間に合わない重要な課題。そしてもう一つの課題である少子高齢化については、人口減少はある程度受け入れざるを得ないが、魅力のある住みやすいまちづくりを進めることによって、人口減少をできるだけ緩やかにしていきたいと思っている。

また、町職員の皆さんには、年間100億円を超える予算を使い、福崎町のまちづくりに関われるチャンスが与えられているので、皆さんの思いを予算に表し

て、住民の皆さんが住んでよかった、住み続けたいと思っていただける町を築いてほしいということをお願いをいたしました。これが私の令和8年度予算編成へ込めた思いであります。

3点目であります。

任期中にできた事業、やっておきたい事業ということでございますが、私の任期中に今できた事業といたしましては、公約に掲げておりました子育て支援の中では、小中学校の普通教室・特別教室の空調設備の設置、トイレの改修、こどもの医療費の高校生までの完全無料化、学校給食費の中学生の無償化、さるびあ公園の整備などが上げられます。

やっておきたい事業につきましては、小学生の給食費の無償化、小中学校体育館の空調設備の設置などでございます。

令和8年度予算編成では第7次行政改革を推進するのはもちろんのこと、厳しい財政状況にあっても、選択と集中により、子育て支援策には引き続き力を入れていきたいと思っています。

牛尾成利議員 町長の思い、ご答弁ありがとうございます。この財政状況の中で、新規施策の実施の難しさはあろうかとは思いますが、事業見直しにおいては、聖域をつくらず、予算査定の中で精査をいただき、町民のために必要な事業に予算が使われますようお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。  
会議の再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。  
牛尾議員。

牛尾成利議員 質問の2つ目、エルデホールなどの福崎町立文化施設の運営についてお伺いたします。

私は以前に、兵庫県芸術文化協会で兵庫県の芸術文化の振興に携わり、兵庫県立芸術文化センターの準備、開館に担当として立ち合いました。

そのため、文化施設、特にホールの運営の難しさは理解しています。また、合理性だけでは片づけられないことも分かっているつもりです。しかし、福崎町の財政が厳しい中、行政改革を進める上で、あらゆる町立施設の在り方、維持管理、収支の改善は避けては通れない課題です。

様々な施設の維持管理、改修には多額の費用を要し、施設の統廃合や民間委託などによる経費削減は待ったなしの状況にあると思います。

前回、住谷議員が「養護老人ホーム福寿園」について質問され、これからも多くの議員が町立施設の在り方などについて質問されると思いますが、今回、私からは、エルデホール、神崎郡歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館の運営などについてお伺いします。

まず、エルデホールについて伺います。

エルデホールについては、この9月の決算審査特別委員会でも質問いたしました。今回は、そのときお聞きしたことを踏まえて、エルデホールの運営を指定管理者制度に乗せられないかという観点からお伺いします。

まず、収支についてです。エルデホールにおいては、貸館等の使用料収入が244万円、入場料収入が452万円ありますが、支出、つまりかかった費用は、

人件費込みで5,556万円とのこと。あまりにも乖離が大きい。エルデホールの運用でもうける必要はないかもしれませんが、赤字が大きい。

メインホールの稼働率を見ても66%あり、稼働率は高い。高い稼働率から、本来ならもう少し収入があるかと思いますが、エルデホールの費用が収入を大きく上回っている原因は何でしょうか。お伺いします。

あわせて、近隣の市川町ひまわりホール、神河町中央公民館グリンデルホールの収支状況も分かれば教えてください。

社会教育課長 エルデホールの収支につきましては、議員がおっしゃるとおり、令和6年度決算額は使用料と入場料を合わせた収入が約696万円、支出が約5,556万円となっております。

その収入と支出の差が大きい原因としましては、まず公共施設として多くの方に利用していただきやすい料金設定としていること。それから、町あるいは町が後援する団体等、使用料を減免している団体の利用が多いということ。それから、使用料が減免となる団体につきましては、舞台・音響・照明技術者等の費用についても減免となっていることが原因と考えられます。

それから、その収支状況につきまして、市川町のひまわりホール、それから神河町のグリンデルホールにも伺いましたが、このいずれのホールにつきましても人件費を含めた運営管理費用は使用料と入場料では賄えていないというふうに伺っております。

牛尾成利議員 先ほどのご答弁で、収支の状況が悪いのは施設の使用料が低額である。使用料を減免する使用が多い。それでも減免した額の総額が計算されていない。使用料を減免してもホール運用の費用は必要である。附属設備使用料も低額です。舞台・照明・音響の基本3人の技術要員の費用が収入できていない。修繕費用が必要であるなどの複合的な要因で収入が少なく、支出が多いという状況はよく分かりました。

収支を改善するために、今後どのように考えておられるのかお伺いします。

社会教育課長 収支の改善には、使用料及び入場料の値上げ、それから収容人数を増やすなど、収入を増やす方策を考えることが必要であると考えております。

ただ、メインホールにつきましては立ち見を含めて最大350人というふうに収容人数も増やすことができないため、使用料や入場料、特に入場料の値上げ、それから例えば屋外の芝生広場を活用したより多くの方を収容するイベントの実施など、収支を改善する方法を考えたいというふうに思っております。

牛尾成利議員 ちょっと、その方法ではなかなか収入のアップには直結しないこともあろうかと思えます。

エルデホールの自主公演事業ですが、町内の方が行きたくてもチケットが取れなかった。自主公演事業に町からの支出が多い。人気のある事業と人気のない事業があるなど様々な意見があります。どのような意図、目的を持って自主公演事業を実施しておられるのか。どのような基準でこの自主公演事業を選ばれているのかお伺いします。

社会教育課長 この自主公演事業につきましては、できるだけ多くの年代の方に興味を持っていただける内容ということで、文化施設協議会等の団体からの提案、それからプロモーターからの営業等の中から、嗜好ができるだけ偏らないように選定して実施しております。

ただ、この事業内容や出演者の好みにつきましては多種多様ということもございまして、どうしても事業によっては人気の有無の差が生じております。

また、誰にでも人気のある知名度の高い方に出演願うというふうになると、ま

たちよつと町の支出が増えるといったような状況にもなっております。

牛尾成利議員 エルデホールは、福崎町の文化、地域振興の拠点として、自主公演事業を行い、講演会、発表会、イベントなど、町民の文化・芸術活動の場としての貸し館を行い、今や福崎町にとってなくてはならない施設となっております。

そのことは理解しますが、あまりにも支出が大きい。施設の使用料、附属設備使用料と運営費用とが釣り合っていないことが問題だと思います。文化・芸術振興に福崎町が支援することは重要だとは思いますが、町の財政規模、今の財政状況から見ると過大ではないかと思えます。

また、エルデホールの運営、自主公演事業を町、異動がある町の職員が行うのが適切かという側面もあります。一般的には、このような会館は指定管理者制度を導入されているところが多いと聞いています。先ほど使用料、入場料の値上げ、人気の自主事業をすると町の支出が増えるとの答弁もありました。その課題を解決するためにも、指定管理者制度を導入し、1つ、使用料、附属設備使用料を適切な額に引き上げた上で、さらに指定管理者が条例に基づき料金を設定できる。2つ、自主公演事業を指定管理者のノウハウで実施し、収支も指定管理者の責任とする。3つ、使用料減免規定を見直し、減免の範囲を限定する。例えば、福崎町主催事業でも使用料を支払ってもらうなど、指定管理者制度の導入には検討する課題も多いですが、近隣の導入済み施設も参考になります。エルデホールへの指定管理者制度の導入についてのご所見をお伺いします。

社会教育課長 このエルデホールへの指定管理者制度の導入については、過去に検討されたことがございます。ただ、そのときには、指定管理者制度は柔軟なサービス提供や業務の効率化等のメリットがある一方で、民間委託ということですので、デメリットとしては地域住民の方との関わりが希薄になるということ、住民ニーズが届きにくくなるなどのデメリットがあるということ、行政サービスの低下が危惧されるとの意見がございまして、導入されずに現在に至っている状況でございます。

牛尾成利議員 地域住民との関わりが希薄になる、住民ニーズが届かないとのデメリットを上げられましたが、現在は希薄でなくニーズは届いているのか、ちょっと疑問に思います。

来年度から指定管理制度を導入してくださいとは言いません。二、三か月で結論が出る課題でもございませぬ。どうすれば町財政に寄与し、負担を減らし、維持管理ができるかを検討していただきたいと思っております。その1つの方法が指定管理者制度です。また折に触れて質問させていただきます。

次に、エルデホールの管轄、福崎町の事務分掌上の所管についてお伺いします。

現在は教育委員会の社会教育課所管になっていますが、教育委員会は町長から相対的に独立した執行機関として、教育委員の合議制で運用されています。法令上は、町長の権限が及ばない位置づけです。福崎町では、エルデホールを社会教育法での社会教育施設として、教育委員会所管とされているのでしょうか。

私はこのようなホールは町長の直接の意向が反映される町の行政側に置かれるべきだと思います。エルデホールの設置及び管理に関する条例の改正も必要ですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

社会教育課長 このエルデホールは社会教育法に定める社会教育施設として地域住民の自由な創造活動の促進と地域の振興と文化の発展を図ることを目的として設置されております。

また、自主事業や各種講演会、発表会、老人大学等、子どもから大人まで幅広い年齢層の方が研修や趣味、生涯学習にエルデホールを利用されているという観

点から教育委員会の所管とされております。

牛尾成利議員 エルデホールを貸し館を主体とするホールと捉えるか、地域振興、文化発展の拠点と捉えるかの違いかと思えます。今の運営の体制は、地域振興、文化の発展に見合ったものでしょうか。貸し館に偏ってはいませんか。

エルデホールについては、他の議員さんも同様かと思えますが、今後、折に触れて質問させていただきます。

次に、福崎町の文化施設、神崎郡歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館の状況についてお伺いします。

令和6年度決算では、神崎郡歴史民俗資料館では費用が485万円、柳田國男・松岡家記念館では費用が750万円となっています。両施設とも入場無料なので収入はありません。この入場無料について、今後どのように考えておられるのかについてです。

行政改革の俎上に上がっていると思えますので、入場料金の設定を考えておられるのなら、入場料金の額と収入見込額、直近の1年間の両施設の入館者数、入場料徴収となった場合の入場見込み数をお教えてください。

社会教育課長 まず、この両施設の令和6年度の入館者数を申し上げますと、柳田國男・松岡家記念館が1万3,161人、歴史民俗資料館が1万904人となっております。

この入場料につきましては、記念館は平成23年度に町管理に移行する際に条例で入館料を定めておりますが、「当分の間無料とする」としまして徴収はしておりません。

歴史民俗資料館につきましては条例に入館料を徴収する規定がございません。

入場料を有料とした場合、具体的に収入見込額、両施設の入館者数への影響は試算はしておりませんが、無料であることから気軽に来館されていた層が金銭的負担を理由に足を運ばれなくなると予想されるため、現状よりかは入館者数が減少するというふうを考えております。

仮に記念館で入館料を徴収、入館者数が半減したと想定した場合ですが、その場合、入場料が210円の6,580人で約138万円、減免等、あと団体割引等ということもあると思えますので、それを考慮すると収入見込額としては約100万円程度になるのではないかと考えております。

牛尾成利議員 入場料を設定すれば、入場者数が減少する見込みとのことですが、ただし、福崎町からの費用は相殺により減少します。小中学生は無料としても、行政改革の観点からは当然入場料は徴収すべきと思えます。

一方、文化施設、福崎町のPR施設と考え、割り切るのなら、入場無料を継続する考え方もあります。私は娯楽・楽しむ施設ではないので、入場料設定により入場者数が減少し、収入が見込めないのなら、無料を継続すべきかと思えますが、その場合は経費も含めて、週6日間も開館すべきかどうかとのことでもあります。このあたり、いかがお考えかご所見をお伺いします。

社会教育課長 議員おっしゃるように、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館は娯楽施設ではなく、歴史民俗資料館は文化資料を収集保存して一般に公開し、地方文化の発展に寄与することを目的としております。柳田國男・松岡家記念館は、柳田國男及び松岡家の業績を顕彰し、これを後世に伝えるとともに教育、学術及び地域文化の振興と発展に寄与するために設置された施設で、公共性の高い教育施設であります。

また、入場料を有料とすると、先ほどもちょっと申し上げましたが、妖怪を目当てに福崎町を訪れた気軽に来館される方の来館の大幅な減少が予想されます。

ただ、観光客の増加とともに入館者数も増加しておりますので、観光客に福崎

町の歴史や文化の理解も促したいというふうに考えておりますが、ただ行政改革等の観点からも、今後の料金徴収の在り方について、現在教育委員会で検討を行っているところです。

開館日数につきましては、例えば、土・日・休日のみ開館、平日は休館等の対応も考えられますが、月曜日休館ということが定着しておりますので、現状の対応を継続したいというふうに考えております。

牛尾成利議員 神崎郡歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館は入場料を設定する・しないにかかわらず、町からの持ち出しがかなり大きいと思われまます。現在は企画管理等は職員が行い、会計年度任用職員の方が両施設に常駐されていると思いますが、展示企画も含めて、両施設と柳田國男生家一帯を指定管理または業務委託にしたらいかがでしょうか。職員の負担も軽減し、他の業務に振り分けることもできます。過去にいろいろと経緯はあったとは思いますが、ご所見をお伺いします。

社会教育課長 神崎郡歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館の現在の運営ですが、各施設には学芸員として採用された会計年度任用職員が神崎郡歴史民俗資料館には1名、柳田國男・松岡家記念館には2名常勤で勤務、施設の企画管理、運営を行っております。

指定管理者制度の導入につきましては、議員おっしゃるとおり運営の効率化等のメリットがありますが、一方で施設の設置目的であります資料の収集保存、それから研究や教育、学術及び地域文化の普及・発展という点では、長期的な視野や専門性の保持、特に町立施設として重要な地域とのつながりの構築が難しくなるというデメリットが考えられます。

また、この施設管理の面でも、この神崎郡歴史民俗資料館、これは旧の神崎郡役所です。それから柳田國男生家の建物につきましては、いずれも県の指定文化財であるため、文化財の適切な管理が可能な指定管理者の選定が必要となります。

これらのメリット・デメリットを勘案した場合、コスト削減を優先した指定管理者制度の導入はデメリットのほうが大きく、直営での運営が望ましいのではないかとこのように考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。またこの行革の中、エルデホールと同様に、両施設とも本格的な運営の見直しが必要と思えます。文化にはお金はかかりますが、それを負担できるだけの余裕があるかどうかにかかってくると思えます。一時止まって考えるのも今の行革の機会かと思えます。

続きまして、3点目、福崎町の商工業の活性化についてお伺いします。

福崎町内の中小企業者の振興は地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させるなど、福崎町の発展、住民の生活の向上及び税収の増大に貢献する重要な存在、地域の経済循環を支えるまさに屋台骨であるという認識の下に推進されていると思えます。

そこで、どのような振興策を、振興事業を講じておられるのかお伺いします。

地域振興課長 福崎町商工業振興基本条例に基づき、福崎町商工会の健全な運営を図るため、商工会へ補助金を交付して、県と連携・協力しながら地域の商工業の振興を総合的に推進しております。

そして、小規模事業者に対しての町単独事業としましては、創業・起業するのに必要となる経費を補助する創業者支援事業、社員研修費を補助する中小企業人材育成事業、設備資金・運転資金を融資する中小企業振興資金融資制度、町内の住宅リフォーム施工業者の活用を促す産業活性化緊急支援事業、店舗の売上応援と消費喚起を促進する中小商業者応援なっ得商品券事業、この主体は商工会でございますけれども、などなどに取り組み、福崎町の商工業の持続的な振興・発展

に努めております。

牛尾成利議員 現在の中小企業者を取り巻く環境は、物価高騰、人件費の引上げなど厳しい経営環境に直面されています。福崎町が実施されている中小企業振興事業について、先ほどご答弁いただいた中で、資金調達に寄与する中小企業振興資金融資制度は振興策の中でも重要な要素と思われま

す。そこで、福崎町の中小企業振興資金融資制度の令和7年度の新規総融資枠、融資限度額、融資利率、現在までの融資実績についてお伺いいたします。そして申込みに対して融資枠は足りているのか、併せてお伺いします。

地域振興課長 中小企業振興資金融資制度は、町内の中小企業者に対して必要な事業資金の融資を行い、その育成振興と、健全な発展を図ることを目的とする融資制度でございます。

令和7年度の新規総融資額は1億5,000万円となっています。毎年5,000万円の預託金を活用して、その3倍までを限度として事業を実施しております。

資金の用途につきましては、設備資金、運転資金とし、融資限度額1,000万円、利率1.2%の条件で実施しております。現在の利用実績は、令和4年度4件、2,500万円の融資、令和5年度11件、7,500万円、令和6年度16件、9,200万円でございます。融資残額は38件、1億8,960万円でございます。ですので、年融資限度枠内で事業を展開しております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。中小企業振興資金融資制度は町内の中小企業者に低利、固定、長期の融資環境を提供する地域金融におけるセーフティーネット基盤だと考えます。

また、融資制度は金融機関に町資金を預託することにより、預託額の数倍の、福崎町は3倍のようですが、融資枠で金融機関が融資する制度で、町資金である預託金は目減りすることなく、年度末には返ってくるため、町財政に負担をかけない、また政策効果が大きい制度だと考えます。

そこで、町内の中小企業者に対して融資のハードルを下げ、資金繰りが安定することをさらに支援するため、令和8年度予算において、融資枠を拡大して融資申込みに対して余裕を持たせる。融資限度額を引き上げて、さらなる資金需要に応える。融資利率を引き下げて、借入れの負担を軽減することについて、どのように対応、支援しようとしているのか、ご所見をお伺いします。

地域振興課長 まず、融資枠の拡大でございますが、この制度に参画をいただいております町内の金融機関との取決めの中で、町が用意しています預託金の3倍までと定めており、今のところ預託金の増額を考えておりませんので、1億5,000万円を年度融資総額の上限枠としております。

次です。1件の融資限度額1,000万円からの引上げにつきましては、兵庫県信用保証協会との信用保証業務の中で定めておりまして、今のところ引き上げることにはできません。

続いて、利率の引下げにつきましては、コロナの影響を受け、経営が厳しくなった事業者を支援する観点で、この制度を令和3年度に拡充いたしました。利率を1.3%から1.2%に、融資期間を7年から10年に延長しております。

他市町に比べても大変使いやすい魅力ある制度となっておりますので、この条件の中で運用してまいります。

牛尾成利議員 今のところ新規融資枠内での融資実績とのことですが、アメリカの関税の影響も出てくることも想定されます。限度額いっぱい借りて15件まで対応できますが、融資枠が足りなくなれば、預託金の増や信用保証協会への出捐の増など補

正予算等、臨機応変に対応していただければと思います。そんな状況になれば、また質問させていただきます。

次に、利子補給制度についてお伺いします。

融資を受けた中小企業者の返済の軽減のために利子補給制度を創設されています。長期資金の利率の1%を3年間補給するというものです。融資には、信用保証協会の保証料も上乘せされていますので、1%の利息軽減、利子補給はとて面白い制度だと思います。その上で、さらなる支援のため、利子補給年限を延長することについてのご所見をお伺いします。

地域振興課長 商工会からの要望がありまして、令和3年度に利子補給は融資額の1%を1年から3年間に延長してございます。ですので、今のところは延長することは考えておりませんが、事業者にとっては魅力ある制度だと考えております。

牛尾成利議員 福崎町の利息1.2%は県の融資制度に比べても低い利率で運用され、中小企業者への支援となっていると思います。引き続き支援をお願いいたします。

次に、町内中小企業者の事業承継についての支援についてお伺いします。

今、中小企業者の後継者不足が深刻であり、廃業の増加による雇用の喪失や、貴重な技術が失われ、地域の活力が失われていると聞きます。

事業承継は、親から子へ、従業員の中の後継者へ、他の会社への事業譲渡と様々な形態が考えられます。いずれにしても、町内の事業が継続され、雇用も維持されます。そこで、町として事業承継において、どのような施策を講じられているのかお伺いします。

地域振興課長 商工会が行ってございます事業承継の支援について申し上げます。

県が実施する事業承継支援事業補助金の活用提案や承継計画策定などの指導、また状況に応じて専門家を派遣し、具体的な課題や留意点についてアドバイスを行ってございます。

これらにつきましては、商工会職員が巡回や窓口での個別相談で対応しております。

具体事例としましては、個人事業主の親族内の承継のときや、法人が経営難の別会社の事業を引き継ぐ際の支援などを実施してございます。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、福崎町内で新規開業をしようとする人への支援についてお伺いします。

町内の産業の活性化のためには、中小企業者の事業の発展、事業の承継とともに、中小企業者または個人が新規に開業することも重要だと思います。

新規開業により、地域で活躍する中小企業者が増えれば増えるほど、雇用の創出や、福崎町に入る税収も増加するため、地域の活性化、にぎわいの創出にもつながります。

そこで、福崎町では新規に開業しようとする方へ、どのような支援をされているのか。令和8年度以降、拡充しようとする施策、支援についてお伺いします。

また、開業して間もない方、開業後さらに事業を拡大しようとする方への支援についてもお伺いします。

地域振興課長 開業支援につきましては、創業支援事業として取り組んでございます。町内での創業を支援し、雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、町内で創業・起業を行う者に対して補助金を交付する制度でございます。

対象者は個人事業主では、町内に居住、住民登録されている者、または法人では町内に本店を置く会社であることとし、商工会のセミナー事業を受講し、開業後には商工会に加入されて、3年間は事業を継続する要件としております。

補助対象経費としましては、工事費・修繕費、備品購入費、広告宣伝費などの

経費で、そのかかった経費の2分の1、上限100万円を補助してございます。

商工会からの要望があり、令和5年度に創設した事業となっています。年予算300万円を措置しておりまして、実績は令和5年度2件、令和6年度ゼロ件、令和7年度3件となっています。

また、開業後の支援など、この事業の拡大につきましては、今のところ考えておりません。

牛尾成利議員 中小企業振興事業、中小企業融資、事業承継、開業支援とお聞きしました。中小企業者への支援は福崎町の商工業の発展や地域活性化に欠かせない事業です。

今後は、今日お聞きした支援策について、効果や改善策などをより深掘りしてお聞きできればと考えています。

こういった支援において大切になるのは、時代を見極め、その時々に必要な方々への支援を欠かさないという点だと考えています。国や県でフォローできない部分について、町としてきめ細やかな支援ができるよう努めていただきたいと思います。

かじ取りが難しい部分とは思いますが、商工会、中小企業者の声をしっかりと吸い上げていただき、新たな施策や支援策に反映していただくようお願いいたします。

続きまして4点目、福崎町民の健康、特に町ぐるみ健診についてお伺いします。

今年の6月議会で受診率向上のため、胃がん検診の自己負担の軽減、子宮頸がんの新しい検査方法の導入、検査項目に「腹部エコー検査」の導入について伺いました。

そのときに、2年に1回は胃がん検診の自己負担を軽減することについては、「福崎町の負担が大きく、今のところ受診頻度によって自己負担額を変更することは考えていない」との回答でしたので、また時期を見てこれは伺います。

あとの2項目は検討するとの前向きな回答をいただきましたので、来年度予算の要求時期の今、そして導入するのであれば、制度設計、検診機関との協議を行われている今、その検討の状況をお伺いします。

まず、厚生労働省が推奨している子宮頸がん検診、「HPV検査単独法」の導入についてです。HPV検査、ヒトパピローマウイルス検査で陰性の方は、次は5年後の受診で済むことになる検査方法です。

つまり、5年に1回の検診になりますので、受診者の負担が少なくて済みます。

福崎町の財政にとっても、2年に1回の検診が5年に1回の検診となり、負担が小さくなります。6月議会では「対象者管理の体制も考慮しながら、令和8年度以降の導入について検討する」との回答をいただきました。

5年に1回の対象者の把握、通知方法、転入者の対応、20歳代と61歳以降へは従来どおり2年に1回の検診、陽性だった方は翌年に検診を受けるなど、個人ごとの受診状況の把握が必要となること。また、新たなウイルス検査機関の依頼等課題はあると思いますが、令和8年度導入に向けての状況をお伺いします。

ほけん年金課長 HPV検査単独法の導入を検討しておりますが、時期は未定でございます。対象は30から60歳の女性になります。20歳代、61歳以降の方は今までどおり細胞診を予定しております。

対象者は、健康管理システムを活用しまして抽出して案内いたします。委託費用のほうが高くなると見込まれますので、自己負担金のほうは増額の検討が必要というふうに考えております。

牛尾成利議員 導入に向けて準備しておられる。ただ、時期は未定とのことですが、厚生労働省の指針に基づき、ぜひ早期、できれば令和8年度からの導入をお願いします。

福崎町の事務的な負担が大きくなりますが、財政的には5年に1回の検診で、福崎町の負担が少なくなります。導入についてよろしくお願いたします。

次は、町ぐるみ健診への検診項目の充実について、腹部エコー検査を加えることについて伺います。

現在の町ぐるみ健診に腹部エコー検査を加えることについては6月議会で「町ぐるみ健診に腹部エコーを加えれば、ほぼ人間ドック並みの検査が可能になるため、検診機関との調整、受診予約方法を検討し、前向きに考えていく」とのご答弁をいただきました。肝臓、胆のう、膵臓、腎臓、脾臓などの臓器について、「まず初めに行う検査」、いわゆるスクリーニング検査として腹部エコー検査は有用で、結果から各臓器のがん、結石、膿疱、ポリープなどの疾患が見つかることがあると聞いています。

まず、導入にあたっての課題、検診機関への1人当たりの委託費用、自己負担額等の目安についてお教えてください。

ほけん年金課長 まず課題ですが、検診機関との調整、検査スペースやスタッフの関係から受診可能な日が限られてしまうこと、受診可能人数が1日15人程度になりますので、受診の予約の方法や定員を超えた場合の対応などがあります。

現時点での委託料は4,400円程度と聞いております。受診者の方には委託料の全額を負担していただくことを考えております。

牛尾成利議員 検診機関のスタッフや器材、検診会場の広さもありますので、1日に受診できる人数も限られると思います。また、検診機関への委託費用も1人当たり4,400円が必要とのことですので、一定の自己負担額が必要なことも承知しています。

腹部エコー検査を加えれば、ほぼ人間ドック並みの検査ができて、町民の健康増進につながると思います。郡内の市川町、神河町も実施されていますが、課題や費用等を踏まえた上での現在の検討状況、ご所見をお伺いします。

ほけん年金課長 現在の検診は、エルデホールと保健センターで行っております。腹部エコーについてはスペースの関係もございまして、エルデホールでは可能ですが、保健センターでは難しいというふうに思っております。受診人数に制限があることなど、課題はまだあるんですけれども、導入について引き続き検討していきたいと思っております。

牛尾成利議員 町ぐるみ健診の充実充実のためにも、令和9年度からはぜひ腹部エコー検査を加えていただきますようお願いいたします。町民の健康増進についてはまた質問いたします。よろしくお願いたします。

最後、5点目、町職員の働き方改革についてお伺いします。

第7次行政改革の実施計画には、多様で柔軟な働き方を推進し、心身ともに充実した職場環境の整備に取り組むと記載されています。

職員が働きやすい環境整備は、職務の効率化を図る上でも欠かせない課題です。

まず、時間外勤務時間の削減についてお伺いします。

長時間の時間外勤務は職員の心身をむしばみ、職務の能率も上がりません。令和6年度では、全体で2万9,770時間の時間外が発生し、6,958万9,000円の手当が支給されています。1人当たりでは43.5時間、10万1,000円の支給となっています。また、月45時間を超えた月が3か月以上の職員が14人、年間360時間を超えた職員が19人と、時間外労働の上限を超えた苛酷な職場環境が見えてきます。長時間の時間外勤務は、職員の心身をむしばみ、職務の能率も上がりません。また、町財政にとっても大きな支出となっています。

そこで、職員の夜間の説明会や休日イベント等で時間外の措置、振替休日の措置が取られていますでしょうか。振替休日が時間外手当で措置されていませんかでしょうか。

時間外は、行革資料では取組内容が書かれていますが、抜本的な措置を取らないと、この苛酷な職場環境はなくなるのではないのでしょうか。職員の健康を守るためにも、この2点についてお伺いします。

総務課長 まず、職員の夜間の説明会ということですが、職員同士の内部的な説明会は夜間には原則実施しないということにしておりまして、ここ数年は実施されておられません。

町民等に向けての説明会でございますとか、休日のイベント等では、各課に職員の出役を割り当てている役場全体で取り組んでいるものにつきましては、半日単位で振替休日を措置して、半日に満たない時間分や、または役場全体ではなく、各課単位のイベント等は時間外勤務手当で措置しております。振替休日の取得として、4週間以内を取れなかった場合、時間外勤務手当で措置しますが、昨年度はございませんでしたが、今年度は1件ございました。

それから、時間外勤務について抜本的な措置が必要ではということで、ご意見につきましては、そのとおりであると考えております。

そして、抜本的な措置というのは、正職員を増やしていくことだとも考えているところではございます。そのような中でございますが、現状の考え方として3点になりますが、まず会計年度任用職員制度についてです。令和6年度からは、国の通知により勤勉手当も支給するようになりましたことから、給与面では、正職と遜色がないようになりました。

一方で、単年度ごとの任用が基本であること、また逆に単年度で終わりではなく、複数年度任用できること・年数に制限がないこと・定年がないことから、働いていただく年数の目安もなく、人材として育てていくこと、経験値を上げていくという考え方が難しい面がございます。また、令和元年度までの旧の嘱託職員やアルバイトからの移行の制度であるというような考え方、つまり正職員の補助であるというような考え方も根強い現状がございます。この点につきましては、会計年度任用職員の新採用時には正職員への切替えでありますとか、会計年度任用職員の意識改革を行っていくという考えでございます。

次、2点目です。正職員の適切な採用です。

技術職、専門職だけでなく、一般行政職も含めまして全国的に公務員の人気下がっている状況にあります。また、公務員についても転職についての意識が変わってきておりまして、福崎町におきましても、任意退職が増えていました。退職の意向を示される時期が年度末に近い場合は、新年度を正規職員としては欠員となっている状態で迎えていたましたが、来年度採用に向けての今年度の職員採用試験につきましては、早期実施と複数回実施を行ったこともあり、来年度については職員数としては予定数を確保してスタートできるめどが立っております。

3点目、職員の研修です。

中堅職員の退職を新人職員で補っているような形となっておりますので、社会人経験者の採用も毎年ございますが、職員の数だけでなく、能力を高めていくことが重要でございます。福崎町独自で行っている研修に加えまして、兵庫県自治研修所や町村会など合同で実施している研修に積極的に参加していただくとともに、職員側からの希望を募ることも今年度から行っております。また、兵庫県への派遣研修や農林水産省への派遣も引き続き行っておりまして、違う職場での経験を積んでいただいているところでございます。

以上です。

牛尾成利議員 次に、ワーク・ライフ・バランスの充実について、行革資料で記載されています。年次休暇、介護休暇、男性の育児休暇の取得促進は日常生活の充実には欠かせないものだと思います。一方、窓口業務を行う中でのフレックスタイムや行政資料を自宅に持って帰れない中でのリモートワークなどは、一般企業では行われていても、公務員にはそぐわないものと思われるものもあります。

そこで、職員が豊かな生活を送れるためにワーク・ライフ・バランスをどのように実現しようと思われているのかお伺いします。

総務課長 職員のワーク・ライフ・バランスの実現ということでは、先ほど議員が言われましたような男性の育児休業、介護休暇の取得促進など、国が示される制度改革について、趣旨に沿った条例改正等を毎年のように行っているところでございまして、できる限り遅滞なく対応しております。また、年次休暇も含めました実際の取得につきましても、職場全体の雰囲気づくりが欠かせません。特に、各種ハラスメント、具体的には、「妊娠・出産等に対するハラスメント」「育児休業・介護休暇等に対するハラスメント」のない職場環境が必要でございまして、それらを整理した「福崎町ハラスメント対応マニュアル」を今月の初めに職員に周知をいたしました。

フレックスタイムについては、県下12町の総務課長で構成する総務課長協議会で話題に上がりましたが、住民に近い町レベルでは、今のところ検討段階というか、具体的に実施しようという町はございませんでした。

リモートワークにつきましても、総務課長協議会で協議をしております。コロナ禍で12町全町が緊急的に実施を当時したところでもございましたが、議員が言われますように、特に住民に近い町レベルでは、リモートでできる事務が非常に少なく、制度を廃止している町もございました。福崎町は制度としては残しておりますが、課題も多く、近年の実績はございません。

このような状況でありまして、実現の方法ということでは、先ほどの時間外勤務の削減にもつながってくるものと考えておりまして、正職員の適切な採用や能力の向上を図ることを基礎に、制度改革と職場環境の充実、醸成をたゆまなく進めてまいりたいと考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。時間外勤務の縮減、ワーク・ライフ・バランスの充実、職員の働きやすい職場づくりに欠かせない要素の1つです。私も仕事が終わらず、毎日終電で帰るといふ、今では完全にアウトな生活をしてきましたが、今は時代も違います。管理職には部下を守るための意識の改革も必要です。

また、管理職の方、ここにいらっしゃる皆様、帰れないとは思いますが、皆さん自身も早く家に帰ってください。

以上で、私の一般質問を終わります。ご答弁どうもありがとうございました。

議長 以上で、牛尾成利議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、住谷庸子議員であります。

質問の項目は

- 1、孤独・孤立対策の取組について
- 2、町の下水道事業について

以上、住谷庸子議員。

住谷庸子議員 議席番号9番の住谷庸子でございます。議長の許可を得て、通告に基づき質問させていただきます。

今回の質問内容は、一見見えにくいと感じる孤独・孤立という社会問題と生活インフラについてです。

これらの現状と課題に目を向けることは、地域住民の安心・安全なまちづくり、誰一人取り残されないまちの実現、公衆衛生の向上につながると思います。

それでは質問させていただきます。

1つ目の質問は、「孤独・孤立対策」についてです。

「孤独・孤立対策」は、これまであまり聞き慣れない言葉や概念であったかと思います。最近ではメディアで取り上げられることも増えてきて、何となく聞き覚えのある方もいらっしゃるのではないかと思います。

「孤独・孤立を巡る問題」は、独居世帯や核家族の増加、近隣・家族関係の希薄化、病気などが背景に上げられ、近年はコロナ禍で深刻化・顕在化しています。

政府は2021年に孤独・孤立対策担当大臣を新設し、令和6年4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。国が示した「孤独」とは、独りぼっちを感じる精神的な状態で主観的概念であり、「孤立」とは、社会とのつながりや助けのない、または少ない状態で客観的概念です。望まない孤独と孤立を抱える方が政策の対象になります。

また、孤独・社会的孤立や人と人とのつながりの希薄化によって、健康上の様々なリスクが高まります。ある研究によると孤独・孤立は、喫煙や肥満に匹敵するか、それ以上に健康リスクを高め、早期死亡リスクを50%増加させます。ストレス増加や免疫力低下を引き起こし、鬱病、認知症、心疾患、糖尿病などの発症リスクを高めるほか、社会的ひきこもり、自殺リスクも上昇させるという結果が出ています。

国が行った調査では、孤独をどの程度感じるのかとの6段階の問いに対して、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」と回答した割合が全体の4割に達しているのです。

全国社会福祉協議会会長は、困っている人が相談できない理由は2つあるとしています。

1つは、そもそも相談できる場所があることを知らないこと。2つ目は、場所は知っていても、自分は相談してはいけない、相談するのは恥ずべきことといった思いが壁になっている。こうした人にアプローチしていく体制が課題になるだろうと言われています。

大切なのは、孤独・孤立を感じている方にとって声を上げやすく、かけやすい環境をどのように作るかです。現在、兵庫県は孤独・孤立対策として、「兵庫県版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置し、行政、NPO、民間企業などが連携して対策を推進しています。

また、播磨町では、兵庫県で初めて内閣府が実施する「孤独・孤立に関する地域連携推進モデル調査事業」に採択され、取り組んでおられます。

先月、視察に行かせていただきました。

議長、ここで資料1の配付の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 はい。許可をいたします。

住谷庸子議員 先ほどの北山議員と同じSide Booksの中の議会資料、定例会・臨時会、第521回定例会、一般質問の住谷のフォルダをご覧ください。

資料1、こちらは、播磨町が全町に配布された孤独・孤立対策推進のチラシです。

2枚目は、総合相談窓口が記載され、相談しやすい体制ができています。

住民のニーズが多様化する中、福崎町においても、この問題を地域全体で考え、孤独・孤立対策を推進するために、官民の団体が連携を図ることができればと思

っています。

ここで最初の質問です。

福崎町の「孤独・孤立問題」の実態把握についてです。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査が令和5年に実施されました。この調査結果で気になったところは、行政機関、NPO法人等からの「支援を受けていない人」の割合が86%、社会活動への参加状況では「特に参加していない」と回答した割合は51%でした。

町の「孤独・孤立問題」の実態（地域とのつながり調査）についてお伺いします。

具体的に、男女比や年齢層、地域活動や社会活動への参加等はどのようになっているのでしょうか。

ほけん年金課長 全国調査とは異なるものになりますが、令和7年1月に実施しました「福崎町第2次すこやかヘルスプラン」のアンケートの中で、地域の活動に参加しているかという質問がございました。

その質問に対しまして「参加している」と回答した割合は男性で71.5%、女性で57.8%となっていました。男性では40歳以上で70%を超えて高くなっていました。女性では、年齢が上がるにつれて、参加していると回答した割合が高くなっていました。

参加割合が低いのは、男女とも20から39歳の年齢層で男性で46.5%、女性で54.3%となっております。

住谷庸子議員 福崎町では、年齢の高い人の地域活動への参加率が高く、男女比では男性が高くなっている。それと比較して成人期の年代の参加率は半数くらいにとどまっているということが分かりました。

次に、社会的孤独・孤立が及ぼす健康上の影響について、具体的にどのようにお考えでしょうか。

ほけん年金課長 議員のご指摘にもありましたが、生活が不活発となり運動不足、不健康な食事、喫煙、過度の飲酒などによって健康に悪影響を及ぼすと考えられ、生活習慣病や精神疾患の発症リスクが高まると思います。

また、高齢者では、フレイル状態から心身機能の低下によりまして様々な病気の発症リスクがあると思います。

住谷庸子議員 冒頭にも申しましたように、人と人とのつながりが希薄になると健康リスクを高め、早期死亡リスクを増加させます。

では、孤独・孤立の何が問題視されるのでしょうか。

孤独・孤立に関する有識者会議の中では、「孤独・孤立の何が悪いのか」「人と付き合いおうが、付き合いおうまいが個人の自由だ」という批判を耳にする機会も少なくありません。個々人の自由を尊重する私たちの社会では確かに、誰とどう付き合い合うかも自由ですし、つながりに入らないことも1つの選択とみなされます。

とはいえ、孤独・孤立が私たちにプラスの影響を及ぼすと判断し得る研究はほとんどありません。孤独感の高さは、心身の健康に深刻な悪影響を及ぼします。

孤立している人の生活への満足感は総じて低くなります。また、孤独感の高い人や孤立している人は、経済的に厳しい状況にあり、仕事をしていないなど、社会的に「恵まれない」とみなされがちな境遇にあります。このような事情を無視して、孤独・孤立も自由な選択の結果だと結論づけてしまうと、結果として厳しい状況にある人を見過ごすことにつながります。だからこそ、孤独・孤立については、それが社会問題であることを認識し、しっかりと対応していく必要があると思います。

次に、子ども・現役世代（20から59歳）に対する孤独・孤立対策についてです。

子どもや現役世代の孤独・孤立対策として、2024年に施行された孤独・孤立対策推進法に基づき、政府や地方公共団体、NPOなどが連携して、相談支援体制の整備や、居場所づくりを進めています。特に子育て世代では、ゼロ歳児のときに孤独を感じやすい傾向があり、行政サービスのニーズが高いと聞いていますが、町の具体的な対策についてお伺いします。

ほけん年金課長 子どもがゼロ歳のときに孤独を感じやすい傾向とのことですが、保健センターでは、産後ケア事業、それから7か月児、10か月児の健康教室や相談などを行っております。また、子育て支援センターなどではグループ活動もございまして、保護者同士の交流の機会にもなっております。外出がしにくい要支援家庭へは保健師が家庭訪問を行っております。

そのほか、子育て世代の相談窓口といたしまして、保健センターでは家庭自立相談などの相談業務を行っております。

20歳から59歳の青年期、成人期におきましては、「孤独・孤立相談」に特化はしておりませんが、福祉課、保健センターなどへ相談していただければ、ニーズに応じて対応しております。大人の居場所、若者サポートステーションなど、状況に応じて専門相談窓口の紹介やサービスの案内等の支援を行っております。

福祉課長 特に孤独・孤立対策推進法に基づき取り組んでいる事業ではありませんが、ご質問の趣旨に類似した事業として、福祉課の障がい者基幹相談支援センターでは、現役世代の、いわゆるひきこもりの大人の人を対象とした大人の居場所づくり事業を令和6年度から実施しています。週に一度、山田文庫さんをお借りして、障がいのある・なしにかかわらず、仕事を続けられない人や、就労できなく家にいる人などを対象に、外に出る第一歩として、簡単なおしゃべりや、趣味の披露など、少しずつ社会とつながる窓口になればと始めた事業でございます。

また、子どもを対象とした「居場所づくり事業」も実施しています。学校で過ごしにくい児童や不登校の児童生徒やその保護者を対象としたもので、地域のボランティアと協働して支援活動を行っております。

住谷庸子議員 保健センター、福祉課等で対象年齢に応じて様々な事業に取り組んで支援を行っていただけることが分かりました。対策の主なものには、相談支援体制の整備や、居場所づくりや地域資源も活用したネットワークの構築、相談しやすい環境整備、地方公共団体や民間との連携構築等があると理解しています。

続いて、孤独を感じる割合が高い高齢者、特に単身に対する孤独・孤立対策について、町の具体的な対策についてお伺いします。

ほけん年金課長 各地区ごとに我が事会議の開催を促しております。地域の見守りが必要な高齢者の情報を共有したり、必要なサービスにつなげるように勧奨をしております。

見守りが必要と、民生委員の方が判断されたような高齢者に対しては、福祉票を作ってください、町と共有し、支援を通じた活動を行っております。

介護予防が必要な要支援者の方につきましては、通所系のサービスを使っただきまして、外出の機会を確保し、フレイル予防に努めているところです。

住谷庸子議員 核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化により、高齢者の独り暮らしが増加し、孤立・孤独を感じる人が増えています。

その対策として、先ほどご答弁にあったように、相談窓口の設置や、地域での見守りネットワーク、介護保険制度の活用、地域活動への参加や、趣味のグループ活動への参加、多世代交流促進等があると思います。

今後、車が運転できない、相談窓口や通いの場に自分の足で行けない人への支援も併せて検討する必要があると思います。

子どもから高齢者まで、あらゆる世代において、「つながりづくり」や「支援体制の強化」、「居場所づくり」、「コミュニティ形成」が重要であると感じましたが、ほかにも、孤独・孤立状態に陥る前の「予防」の観点も重要です。

個人の生活の変化に応じたライフデザインの見直しを促すことや、社会とのつながりを多様にアプローチする対応も必要となってきます。

また、悩みを抱えていても、どこに相談すればよいのか分からず、適切な支援にたどり着けない人々、つまり「相談難民」がおられます。

相談しやすい体制づくりについて質問です。

「相談難民」が発生する背景には、いくつかの要因があり、その1つに、「相談窓口の複雑化・多様化」や「情報へのアクセスの困難さ」があります。

「相談難民」を生まないための取組として、困っている人が相談しやすい体制をつくるにはどうしたらよいとお考えでしょうか。

ほけん年金課長 まずは相談窓口の周知、それから相談体制の整備が大切だと思います。

それから、相談の入り口を一本化するという方法もあると思います。どこへ相談したらいいのか分かりにくい人の不安を減らすことで、効率的な支援にもつながっていくものだと思います。

一方で、ご自身が相談しやすい窓口で相談していただくということも大切ではないかと思っております。

実際の相談内容は、様々な分野にまたがっているため、1つの相談窓口では対応し切れない場合が多いです。まずは、対応した窓口から適切な窓口やサービスへつながるような関係機関の連携を強化すること、それから、相談を受けた者が「つなぎ役」となって、引き継いでいくんだという意識を高めることが大切だと思っております。

住谷庸子議員 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげるために、相談支援体制の整備、人材育成等の支援が必要となります。

政府は、相談窓口に関しては一本化することを進めています。その理由は、相談者の多様な悩みに対応し、適切な支援へ迅速につなげるためです。これにより、複数の窓口を探す手間を省き、支援へのアクセスを向上させます。

住民の方が役場に相談に行くと、この件は〇〇課の課が担当しているから、あっちに行つてと言われ、そこでも話の途中で課が担当している内容ではないと判断されると、また△△の課へ行つてと言われることもしばしばあると聞きます。これでは、相談者も疲れてしまい、住民サービスの低下につながりかねません。統一窓口の目的は、孤独・孤立に関する悩みは複数で多岐にわたるため、分野や地域ごとに分散した相談窓口を連携させ、包括的な支援体制を構築することが目的となります。

最後に、「地方版官民連携プラットフォーム構築」についてお聞きします。

「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」は、地方においても様々な関係者が相互に連携・協働して、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「地方版PF」と略させていただきます。）の推進を行うことが求められています。

そのため、国は令和4年度より「地方版PF推進事業」を立ち上げ、3年間で計54自治体に対して、地方版PFのモデル構築を支援し、またそれらの成果を全国共有することで、各地域の実情に応じた「地方版PF」の設立を推進してきました。

「地方版PF」の目的は、孤独・孤立問題は、個人の問題ではなく、社会全体で対応すべき課題と認識し、行政機関やNPOなどの役割が重視されています。地方版PFの推進は、地方公共団体が地域の実情に応じたプラットフォームを設置できるよう国が支援しています。

議長、ここで資料2の配付の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 はい、許可をいたします。

住谷庸子議員 それでは、先ほどの資料のところの、今度は2のほうをご覧ください。

こちらは内閣府の資料です。孤独・孤立に関する施策の推進を図るための重点計画と地方版官民連携プラットフォームの資料です。イメージしやすい図となっていますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

令和6年度でこのモデル事業は終了していますが、現在、この取組を行うと「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」が出ます。補助率は4分の3と高い割合で補助されます。

議長、ここで、資料3の配付の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 はい、許可いたします。

住谷庸子議員 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金の資料です。

ぜひお目通しいただけたらと思っております。

ここで町長にお尋ねします。福崎町において、誰一人取り残されない町を目指して、「地方版官民連携プラットフォームの構築」を前向きにご検討いただけないでしょうか。

町長 情報提供ありがとうございます。

地方版の孤独・孤立プラットフォームにつきましては、その趣旨を理解して検討してまいりたいと思います。ただし、直ちに新たな仕組みを立ち上げることではなくて、まずは既存の資源や取組を丁寧に見直し、活用することから始めたいと、このように思います。

現在既に、地域包括支援センター、こども家庭センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会、ボランティア団体、各自治会など、多様な組織が様々な活動をしています。これらの取組を見える化し、住民に分かりやすく情報を届けることが重要だと考えております。

まずは、役場内で今実施をしている自殺対策担当者会議を拡大して、役場職員が孤独・孤立対策への理解を深めていきたいと思っております。

その上で、各組織の活動を支援し、情報共有の場を少しずつ広げながら、地域の実情に即した形で「誰一人取り残されない町」の実現に向けて取り組んでまいります。

住谷庸子議員 孤独・孤立問題は、つながりが薄い社会では、誰にでも起こり得る問題です。特に孤独・孤立状態にある人への支援が行き届かないのが一番の問題点だと思っています。

孤独・孤立対策は、独居の高齢者、ひきこもり、産後の鬱など、福祉分野における支援だけではありません。予防の観点を含めると、まちづくりや文化、スポーツ、防災、にぎわいなど、様々な視点が含まれるアプローチになります。

例えば、人が自然と集まるベンチを設置すること、新しい出会いが生まれるイベントを開催することも、孤独・孤立対策になります。

国がこの対策を推進している間に、福崎町においても、各課横断的な取組、分野横断的な視点から町全体でこの問題に取り組んでいただけることを願っています。

す。

議 長 一般質問の途中でありますが、ここでしばらく休憩いたします。  
会議の再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分  
再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。なお、城谷英之議員から早退届が提出されましたので報告しておきます。

住谷議員。

住谷庸子議員 次に、私たち住民生活にとって、なくてはならないインフラ、今回は生活インフラである下水道について質問させていただきたいと思います。

下水道や水道は「見えないインフラ」と呼ばれていて、道路などの地上インフラが見えるのに対し、地下に広がるインフラはその存在に気づくことが難しいため、しばしば忘れがちになります。しかしながら、地下インフラは私たちの快適で安全な生活を維持するためには、欠かせないものであります。

これら見えない部分を私たちが当たり前のように利用し、生活の質や安全性にどれほど寄与しているかを考えると、その重要性が浮かび上がってくると思います。

下水道事業とは、経営的なことから、各種工事や維持管理など様々な分野での業務があることは承知しているつもりですが、住民生活の目線から見ますと、やはり一番気になることといたしますと、「今、この地面の下に広がっている下水道管が、今後大きな事故もなく、安心して使用することができるか」ということだと思っています。

私たちが家庭で使った汚れた水は、家や道路の下にある下水道管を通して、処理場に運ばれていくわけですが、もしその下水道管に異変が生じ、排水できなくなったり、事故が起こったりすると、たちまち私たちの生活に大きな支障が生じることになります。

また、修繕に多くの時間と費用がかかります。こういったことにならないよう、福崎町においてもしっかりとした準備や対策が必要であると感じています。

現在、全国の下水道管道路の総延長は、50万キロメートルを超えと言われており、そのうち約8%、4万キロメートルが耐用年数を超過しているとの報告があります。

最初の質問になりますが、下水道管の耐用年数と町の下水道管の延長、そしてそのうち耐用年数を超過しているものが何メートルぐらいあるかお聞きします。

上下水道課長 下水道管の耐用年数は材質にかかわらず、50年となっております。また、町内の下水道管の延長は約200キロメートルでございます。

それから耐用年数を超過している下水道管ということですが、福崎町で下水道の整備を始めましたのが、平成6年供用開始の板坂地区の農業集落排水でありまして、現在31年が経過しているといった状況でございます。したがって、耐用年数が経過している下水道管はありません。

住谷庸子議員 福崎町は、下水道管の整備開始から日が浅いということで、比較的新しい下水道管ということが分かりました。過去に、または今後どのような形で、劣化度合いを調査されましたか、もしくはされようとしていますか、お聞きします。

上下水道課長 下水道管の劣化度合いについては、一般的に劣化の激しい箇所といたしますのは圧送管の吐出先となります。吐出先は主にマンホールの中ということになるので

すが、そこでは落差の影響で、管口も含めてマンホール全体が傷んでいきます。こういった箇所については5年に一度点検を行い、必要に応じて修繕を行っております。また、今後も継続して点検・調査を行ってまいります。

そして、それ以外の下水道管についてでございますが、比較的新しい施設ですので、地表面に変状がないかなどの確認を巡視によるものですが、行っているところでございます。

住谷庸子議員 それでは次の質問です。今年1月、埼玉県八潮市で発生しました道路陥没事故が記憶に新しいのですが、その原因は下水道管の破裂によるもので、男性1人がお亡くなりになられています。こういったことが、福崎町でも起きないか、少し心配になります。先ほどご答弁いただきました内容で、ある程度の点検はされているとのことですが、町ではこういった事故の可能性は低いと考えてよいのでしょうか。もし、可能性があるのなら、調査が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

上下水道課長 可能性ということですが、ゼロではないというふうに思っております。ただ、埼玉県八潮市の状況と大きく異なりますのは、八潮市で今回原因となった下水道管は直径が約5メートルという大きな管でありました。福崎町の下水道管は最大のもので、直径は80センチ、多くは直径15センチの管が埋設されておりまして八潮市とは規模が違います。国土交通省においても事故発生後の緊急点検要請で対象となる下水道管の直径を2メートル以上としておりまして、小口径の下水道管は除外しております。このようなことから、設置後30年での大規模な点検や調査は費用対効果の面から考えても、今のところ必要性は低いというふうに考えているところです。

住谷庸子議員 では、道路の空洞点検についてはどのようにお考えでしょうか。

上下水道課長 道路下の空洞につきましては、正直申し上げまして、なかなか調べにくい点検項目となっております。現在の技術においては、電磁波を当てて調べることは可能であります。多額の出費が伴います。工事を行ったことが原因で空洞が発生することもないとは言えませんが、先ほど答弁いたしましたように、福崎町の下水道管は比較的新しいものでございますので、管の損傷に起因する空洞というのは考えにくいというふうに考えております。

住谷庸子議員 次に、耐震化の取組についてお尋ねします。

最近、下水道管の耐震化の取組が重要だと言われております。今後こういった計画で下水道管の耐震化を進めようとしておられますか。

上下水道課長 下水道管の耐震性ということですが、現在埋設されている下水道管は一部初期に埋設された管以外はおおむね国の基準を満たしておりますので、耐震化の計画というものは持っておりません。

住谷庸子議員 先ほどの課長のご答弁の中で、おおむね国の基準を満たしているとの回答がありました。国の基準とは、どの程度の震度に耐えられるものなのでしょうか。

上下水道課長 簡単に申し上げますと、重要な幹線につきましては東日本大震災レベルの地震において「流下機能を確保できる」ことが基準となっております。

その他の管路については、同震災レベルの基準設定はなく、もう少し下の中程度の地震動において、「設計流下能力を確保できる」ことが基準となっております。

住谷庸子議員 ほとんどの管が国の基準を満たしているということで、安心をいたしました。

次に、マンホール蓋付近の地面のひび割れについてお聞きします。

町内の道路を歩いていますと、マンホールの蓋の周りのアスファルトにひび割れが発生している箇所が見受けられます。この現象について、もしマンホールな

どの構造物が原因で発生しているのであれば、問題はないのでしょうか。また、これにより、地下の構造物などに影響があるのではと心配をいたします。こういった状況について、修繕等の必要性についてお伺いします。

上下水道課長 おっしゃるように、マンホール蓋の周りでアスファルトにひび割れが発生している箇所が町内では多く見られます。これは下水道のマンホール蓋に限らず、道路上に存在するあらゆる蓋や構造物付近でよく発生する現象であります。

舗装面と蓋との僅かな段差によりまして振動や衝撃が繰り返し生じることが原因というふうに考えられますが、これによって地下の構造物に変状を来すものではないというふうに考えております。

しかしながら、ひび割れが大きく、安全な通行に支障が出るような箇所がありましたら、現地を確認の上、対応をいたします。

住谷庸子議員 マンホール自体には影響がないということで安心をしました。

今のところ、見る限りでは通行には影響ないと思いますので、また何かあれば連絡させていただきます。

最後は雨水についてお聞きします。

幸いにも最近は一時的な雷雨は発生するものの、大きな台風の直撃もなく、大規模な溢水は発生していないように思います。しかしながら、油断は禁物です。毎年、全国あらゆる地域で浸水による被害が発生しており、人命に関わる被害も少なくありません。

そこで、町の浸水対策についてお尋ねいたします。

まず、町の内水による浸水対策の基本的な考え方と、現在までの雨水整備の状況についてお伺いいたします。

上下水道課長 福崎町では、大型台風や頻発する集中豪雨によって発生する市街化区域の浸水被害を早期に解消し、町民が安心して暮らせるまちを実現することを目的に、平成4年度に雨水計画を策定いたしました。

計画上、時間46ミリの雨量を設定した中でシミュレーションを行いまして、浸水対策の必要性を判断しております。判断にあたっては、自治会などから寄せられる浸水情報も参考にさせていただいております。

また、雨水整備の状況ということでございますが、福崎町では平成17年度から雨水整備事業に取り組んでおりまして、これまでに町内で5つの幹線整備を完了しております。現在はご存じのように西光寺地区で川すそ雨水幹線の整備を進めておりまして早期の完了を目指しているところでございます。

住谷庸子議員 現在、川すそ雨水幹線の工事を進められているということは、私も西光寺ということによく知っております。長い期間、夜間工事もされていて、大変な費用をつぎ込んでいただいていることに感謝を申し上げます。

その川すそ雨水幹線工事ですが、全て完了するのは何年後となりますか。

上下水道課長 現在の区間は今年度中に完了をいたしますが、最終地点の西光寺の仁王門までは、舗装の本復旧を除いて、早くて令和10年度、少なくともあと3年はかかるだろうというふうに思っております。

住谷庸子議員 今の区間の工事が完了すると、工事は西光寺の村の中に進んでいきます。この道は通学路にもなっていますので、できるだけ早い完了をお願いしたいと思えます。

住民への雨水内水対策は過去から進んできているようですが、下水道施設に対しての豪雨災害への備えはどのように進んでいますか。下水道管以外にも施設が多くあると思いますが、集中豪雨によって、施設の中の機械や電気設備が浸水し、使えないようにならないのかお尋ねいたします。

上下水道課長 100年確率といたしまして、100年に一度の確率で降る雨の量で計算した場合、市街化区域付近で浸水の可能性があるのは、福崎浄化センターでございます。しかしながら、その浸水の深さは約20センチ程度というふうに試算されておまして、一部の出入口を除き、基礎コンクリートがそれ以上に上がっておりますので、被害は少ないと想定しております。

また、浸水の可能性のある出入口については応急的に止水板などで対応可能かというふうに考えております。

農業集落排水施設は板坂処理場以外の処理場では浸水被害はないという試算になっております。この板坂処理場についても、間もなく公共下水道へ統合されますので、浸水の影響はなくなるというふうに思っております。

住谷庸子議員 下水道施設の災害への対応について、いろいろと質問させていただきました。備えとしましては、おおむねしっかりとできているのではと感じています。

また、福崎町の下水道管は比較的新しいもので、劣化や損傷は少なく、国の耐震化基準も満たしており、道路陥没事故も起こりにくいことが分かりました。

私たちがこれからも快適かつ安全に暮らし続けるためには、冒頭に申し上げました見えないインフラへの意識を高め、施設を適切に維持管理していくことが不可欠だと思います。

また、まだ問題が起きていないから大丈夫ではなく、問題が起きないように行動するといった予防的な姿勢こそが、これからの持続可能な社会の実現につながっていきます。

引き続き定期的な点検と調査を通して、トラブルを未然に防ぐ体制づくりを強化していってほしいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、住谷庸子議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、田中康智議員であります。

質問の項目は

1、行政改革について

2、市街化調整区域及び都市計画区域外の活性化について

以上、田中議員。

田中康智議員 議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。8番、田中康智でございます。本日は、先ほど議長からご案内いただきましたように、行政改革について、そして、市街化調整区域及び都市計画区域外の活性化について、一般質問をさせていただきます。

いずれも町民の皆様のご意見を伺うパブリックコメントが実施される案件に関するものであり、提案を含めて質問をさせていただきますので簡明かつ積極的なご答弁をよろしくお願いいたします。

では早速、行政改革について、第7次行革期間の後の収支見込みをお尋ねいたします。

行政改革の大綱、実施計画では、令和8年度から12年度までの5か年を計画期間としております。その期間の収支不足の見込額5億円を自主財源の収入の増1億円、そして一般財源の削減4億円で賄うとするのが行革の基本的な構造となっております。

当初示された令和15年度までの長期収支見込みでは、今回の計画期間の後となります令和13年度から令和15年度までの3か年、この3か年で赤字基調でして、3か年合計で約6億円の赤字になるんだと。そして令和15年度には財政調整基金が枯渇するという、そういうふうな計画が示されました。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、今回の行政改革に上げた収支改善策は、この令和13年度以降の収支の改善についても見越した計画になっているのでしょうか。このあたり、よろしく願いいたします。

町長 第7次行政改革での収支改善策につきましては、あくまで行政改革推進期間内、令和8年度から12年度までのもので、令和13年度以降の収支改善を見越したものではありません。

田中康智議員 ただいまのご答弁では、今回の行政改革の内訳について特に言及がありませんでしたので、たしか本日からパブリックコメントも開始されているかと思いますが、このパブリックコメントで公表された資料とか、これまで議会に提出されました資料なんかから、ちょっと私なりに内容を分析させていただきました。

この5か年で人件費の削減額は1億1,000万になるかと思いましたが。物件費の削減額としては1億3,000万円。パブリックコメントでは「投資的経費の削減」というふうに表現をされていましたが、内容的には新ごみ処理施設の建設の負担に対する緊急の財源対策、こういったもので2億1,000万円、パブリックコメントには省略をされておりましたが、ほかに学校施設の長寿命化計画の精査をしたいとか、あとは大規模修繕の見直しなんかで2億9,900万というようなもの。それから、その他投資時期の精査をしましょう、調整をしましょうということで1,100万といったものが議会に提出された資料にはございました。合計で8億6,000万というふうに私はちょっと見ておるんです。

緊急財源対策の2億1,000万は、行政改革の期間が終了した令和13年度以降も毎年5,000万円の公債費の増というふうに跳ね返ってくるというふうに分析をしております。

当初、令和13年度から15年度までの3か年の赤字6億円というふうに示されておりましたが、それに1億5,000万悪化するという計算になるかと思えます。

また、学校の長寿命化計画や大規模修繕を先延ばしにしましたが、これを令和13年度以降に再開をすると、これまた3億円というふうな結果になります。この3億円という数字は、もともとこの3年間で予定していた投資を一切行わなくても、単年度の投資額の頭打ち、1億円という今回の目標ですね、この金額になってしまうという、こういう規模の金額なんでございます。

町長にお尋ねしたいんですが、投資的経費を単年度1億円にするために、この延期をします投資の再開時期をどのように計画されているのか、よろしく願いいたします。

町長 現在のところ、延期した投資的事業の再開時期は申し上げられませんが、学校施設の長寿命化工事につきましては、今後、学校施設等長寿命化計画の見直しの中で実施計画を示していけたらなと思っております。

エルデホール大規模改修についても老朽化具合を総合的に判断して、改修時期を見極めていきたいと考えております。

田中康智議員 ご答弁ありがとうございます。

次期の行政改革、この収入面のお話にさせていただきますと、ふるさと納税の寄附を毎年1,000万円ずつ増額していこうというような積極的な計画となっております。

ふるさと納税の返礼品を魅力的にするための努力や工夫を職員の皆さん、それからまた町内の事業者の皆さんが一致団結して取り組んでおられて、ぜひともこのような増収は実現していきたいという思い。これは私も全く同じなんです。

この毎年1,000万ずつ増加をしていくということ、これも見越して、令和13年度以降もそんなふうになっていただきたい。ただ、人件費の伸びというのが令和13年度以降は、例えばないと仮定しても、そしてまた、投資的経費を単年度1億円に抑えるというこの財政運営を継続していったとしても、私が試算してみると、令和13年度以降、赤字基調は変わってないんじゃないかというふうに思うんですが、こういった私の分析はいかがなものでしょうか。

企画財政課長 令和13年度以降の財政健全化につきましては、今後5年間の収支状況を見ながら、対策を考えていくこととなります。実質単年度収支が赤字基調であれば、第8次行政改革でさらなる歳入の増収や歳出の削減を検討していくこととなります。

田中康智議員 これまでのご答弁を私なりに要約をさせていただきますと、今回の第7次行政改革の計画期間であります令和8年度から12年度までの、この5か年に限っては、一般財源ベースで歳入1億円の増収、歳出の4億円の削減、これは数字としては達成できると。しかし、令和13年度以降については、今以上の財政健全化策が必要であるというふうなことをおっしゃったのかなというふうに私は思います。

令和13年度以降に今回の行政改革のほうに含まれております人件費の削減とか、物件費の削減が令和13年度以降に容易にできるのであれば、前倒しして、今回の第7次の計画に入れればよいのであって、この分野の削減というのは本当に容易なことではないんだということは明らかなんです。

道路や建物など、公共施設について長寿命化や大規模修繕などのストックマネジメントと新規投資をどのようにミックスさせていくのかを大胆に見直していかないと改善できないというようなことを物語っているんじゃないかと私は思います。

このため、投資的経費にかかる中期の戦略的な計画が必要だというふうに私は思うんですが、ご認識のほう、いかがでしょうか。

町長 投資的経費につきましては、毎年第6次総合計画の実施計画を策定しております。今後3年間の実施事業計画を議会にお示しをさせていただいております。それと、今後10年間の収支見通しは作成しております。10年間の投資的経費についても見込みを立てておりますが、国・県の補助金や町債などについては制度改正などがありまして、10年程度の中期的に見通すことはなかなか難しいところがございまして、事業費についてもこれだけ物価上昇が続いております。投資的経営経費の中期的な計画を立てるのは現実的ではないと思っております。現行の総合計画実施計画で3年間の投資的経費をお示しさせていただきたいと思っております。

田中康智議員 ご答弁ありがとうございます。ただいまパブリックコメントも実施されています。次期の行政改革の素案では、公共施設の廃止・統合についても考えていくんだというようなことが書かれております。

この何年度にどんな活動をするんですかという実施計画なんかを見ますと、令和8年度、9年度に議論を重ねますよと、そして令和10年度にはその結果を出すというふうに読み取れるような資料が添付をされておるんです。

その点につきまして、10年度に結果が出るんだったら、令和11年度、12年度の効果額を具体的に示していただきたいというようなことを委員会でもちよっと申し上げたことがあるんですが、それは現時点では無理であるというふうなご答弁も頂戴しております。

令和13年度以降の収支を見据えて、公共施設の廃止・統合による収支の改善、

この規模感、どの程度の規模が必要なんだという規模感であればご答弁いただけると思うんですが、この点いかがでしょうか。

企画財政課長 第7次行政改革実施計画の項目の「32. 公共施設マネジメントの推進」で、令和8年度から令和12年度の5年間で、公共施設の廃止・統合・複合化の検討を行う。令和10年度に公共施設等総合管理計画を見直すこととしておりますが、令和10年度に公共施設の廃止・統合について結論、結果を出すというものではございません。

令和13年度以降の収支につきましては、令和7年度収支見通しで考えますと、公共施設の廃止等による収支改善を含め、収支全体で年間5,000万から6,000万の改善が必要と思っております。

田中康智議員 ありがとうございます。

先ほど令和13年度以降の収支の規模感についてのご答弁をいただいたんですが、5,000万から6,000万というようなお話がありました。恐らくそれは単年度でということだったと思います。

その単年度ということですので、それを5倍、5年間にしますと、次の第8次の行政改革の話では、5年間で2億5,000万から3億円というのが必要なんじゃないかと。ただ、これは私が質問させていただいた公共施設の廃止とか統合、それだけを補うものじゃないと、含めてというふうにおっしゃいましたんで、というふうにご答弁をいただいたかと思っております。これは第7次で一生懸命やっていく行政改革、これにまだ上乘せをしなきゃいけないというお話でございまして。この第7次の行革に上げられている個別の投資については、この後も質問を改めてまた言及させてもらいたいと思うんですが、投資の大きな流れとして施設の長寿命化計画や大規模修繕計画は、計画自体、これを改めて検討するというご答弁も先ほどありました。

投資額を単年度当たり一般財源で1億円を上限に定めるということ。そして、人件費も物件費も第7次で大枠は出尽くしているということであれば、全く新たな収入を確保するとか、あとは公共施設の廃止・統合、あとは民間活力の活用以外、令和13年度以降の方策はないと私には思われるんです。

私は、いたずらに町民の皆さんの不安をあおると、こういうことは、これ絶対やってはいけないということだと考えておるんです。確かに、財政再建をするためには厳しい内容ですが、これが達成できれば、本町の財政状況は回復基調になるんだ、だから不安に思っていたくことはありませんという内容をきちんと提示することが誠実な態度だろうというふうに思いまして、これまでこの本会議の場でありまして、委員会の場、様々意見を述べさせていただいてきたところでございまして。

きっと町民の皆様は、今回のパブリックコメントに上げられている財政再建策で、本町の危機的な財政状況は改善されるのだというふうにきっと思われると思います。令和13年度以降には、もっと改善しなければ危機は脱しないんだ。その方策を今は明示してもらっていないんだということは、あの内容では読み取れないと私は思います。

第7次行政改革大綱と実施計画に記載してある令和8年度から検討する、そういうふうにはちゃんとあってある公共施設の廃止・統合、民間活力の活用については、真摯に検討して、その検討過程も可能な限りオープンにさせていただいて、できるだけ早く町民の皆さんに明らかにしていく必要があると思っておりますが、町長のご意見、お考えを伺いたいと思います。

町長 公共施設の廃止・統合、また民間活力の活用につきましては、今後検討してい

くこととなります。具体的な対象施設が決まりましたら、議会に説明を行うとともに、町民の皆様にも情報提供をさせていただきたいと思いをします。

田中康智議員 長期の計画を策定することの難しさというのは、これ私十分に承知してるつもりなんです。確かに、これだけ行財政を取り巻く環境が激変している中で、10年先を見通せと言われても、なかなか難しいというふうなご答弁もありました。確かにそのとおりだというふうに私も分かっておるんですが、これを、これから検討を始める案件について、今検討を始めてないのに、それについてのことを明示できないというご答弁、これも趣旨は分かるんです。分かるんですが、公共施設の廃止・統合とか、民間活力の活用というのは、効率的な行政運営を考えていく上では、常日頃から念頭に置いておくべきものなんです。

これまでも、様々な場面でそういった指摘が上がってきたかと思うんですよ。全く白紙の状態からの検討ということとは全然違うと思うんですね。できる限り早く検討の素材を提示をしていただいて、町を挙げてこういったものを議論していかなきゃいけません。これを議論をしていって、本当の意味で安心できる状態を目指していただきたいというふうに思います。

この件につきましてはこの程度にさせていただきまして、続いて、市街化調整区域及び都市計画区域外の活性化についての質問に移りたいと思います。

まず、市街化調整区域及び都市計画区域外の活性化の必要性のご認識についてお尋ねをしたいと思いをします。

現在、令和8年度から令和17年度までの今後10年間の福崎町のまちづくりの基本計画となる都市計画マスタープランの改定作業が行われております。

令和8年6月頃には改定が完了することを目標に、有識者の皆さんや町議会の代表者、それから住民の代表者の皆さんで構成される都市計画審議会でも様々な議論が行われているところでございます。

福崎町の都市計画では、ご承知のとおり区域区分を定めております。市街化区域と市街化調整区域を区分して、また都市計画の区域外の地域もあります。

この市街化調整区域と都市計画区域外を合わせて「調整区域等」というふうに表現させていただいて、今後質問させていただきたいと思いをします。

この調整区域等は、面積では山林も含んでおりますので、福崎町全体の90.6%を占めておりますし、居住の人口では、令和2年の国勢調査を基にしますと、46%の方がこの調整区域等にお住まいです。人口の推移では、市街化区域内では人口が増加傾向であるのに対しまして、調整区域等では減少が続いている状況でございます。

また、令和6年の空き家実態調査の結果では、市街化区域内で131戸の空き家数に対しまして、調整区域等では249戸となっております、人口の推移と同じような結果の数字が出ておりました。

私は、福崎町の活性化を考えると、調整区域等の活性化は最も重要なテーマの1つというふうに考えておるんですが、この点につきましての町長のご認識をまずお伺いしたいと思いをします。よろしくお祈いします。

町長 この問題につきましては、高市早苗総理大臣も国の発展は地方からというようなこともおっしゃってまして、福崎町も規模は小さいですけども、市街化区域だけが元気になっていくことは無理だろうというふうに思いをします。市街化調整区域も含めて、みんなで元気になっていかないといけないと、このように考えてお祈いします。

福崎町の市街化調整区域、都市計画区域外であります田口地区は、良好な自然環境を形成してお祈いまして、また、優良な農地が多く、豊かな田園空間を形成し

ております。また、各地域にはそれぞれ特性や特色があると思います。

議員がおっしゃったとおり、約半数の方が市街化調整区域等にお住まいになられております。市街化区域もそうなのですが、秋祭りは他市町に比べても、非常に盛んでありまして、積極的に地域のイベントや行事に参加していただいております。こういった地域の方々が、福崎町を支えていらっしゃるんだなというふうに感じているところでございます。

しかしながら、市街化調整区域等の人口がだんだんと減少している中、活力維持を図るためにも、県内でも一番最初に特別指定区域制度に取り組んできたところでございます。当然、調整区域等の活性化は、最も重要なテーマの1つであると考えてございます。

田中康智議員 ありがとうございます。調整区域等の活性化、最も重要なテーマの1つであるとお考えということのご答弁をいただきました。非常に安心をさせていただいたところでございます。

そこで、続けてご質問をさせていただきたいんですが、都市計画マスタープラン、今現在改定作業を進めておりますが、これに、この市街化調整区域等の活性化のことについて、どのように位置づけようとされているのか、その点をちょっと提案も含めてご質問をさせていただきたいと思います。

都市計画審議会の資料では、その内容を見せていただきますと、現況調査を踏まえた課題の整理というペーパーがちゃんと入っております。市街化調整区域の未利用地活用が項目というふうに1つ上げられておりました。そこでは、優良な農地の保全を図り、田園環境と調和した土地利用を図るため、特別指定区域制度や地区計画制度の活用により、住宅・産業等の土地利用や、町外からの従業者・若年向け賃貸集合住宅の供給など、計画的な住環境を形成することが重要であるというふうな指摘がございまして。

また、福崎町立地適正化計画を踏まえた都市機能誘導区域の役割形成を推進する、このように誠に重要な指摘がなされておるところでございます。

今現在の、今改定中の話ではありませんよ、今現在の都市計画マスタープランを見ると、市街化調整区域に関しては、「目指すべき都市像」の中で「特別指定区域の活用などを行い集落の活用維持に努める」とし、「都市計画道路をはじめとする道路ネットワークで集落を結び、地域公共交通の充実を図り、誰もが住みやすいまちを目指す」というふうなところをちゃんとうたっているんですが、あとは市街化調整区域の土地利用方針として、2ページを割いて、土地利用区分を5種に分けるんだという一般論が記載されているぐらいです。特別指定区域などの指定は「必要に応じて」行くと、それぐらいの記述しか今ない状態なんです。

この際、ちょっと提案も含めて質問させていただきますが、市街化調整区域等の活性化について、次期の都市計画マスタープランでは、新たに章を設けていただいて、土地利用、道路・公共交通、都市機能、住宅、公園、上下水道など全ての要素を網羅した「調整区域等マスタープラン」と言えるものをまとめてもらって、町の明確で具体的な方針を示すべきではないかというふうな発想に私はちょっと立っておるんです。特に、実務において、土地利用に関して、住民からの要望があれば対応するというような態度ではなく、町が率先して現状の課題分析に基づいて方向性を積極的に提示をしていただいて、議論を喚起していただく、このような取組自体が今求められているのではないかというふうに私は考えておるんです。あわせて、町長、すみません、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

町長 都市計画マスタープランですので、市街化区域も調整区域も含めた、田口が入

っていないのは大変残念なんですけれども、調整区域も含めたマスタープランを作成しているということで、今現在、その見直し作業を進めておりまして、検討委員会をつくって、今やっておりますので、ちょっとこの調整区域等マスタープランというのを設けるかどうかいうところまでは、私も検討委員には入っておりませんので、申し上げにくいんですけれども、今質問議員がおっしゃっている調整区域等マスタープランというものは、市街化調整区域内の土地利用区分を集落区域や農業区域等の5つの区域に定めた福崎町土地利用基本計画が基本になるのではないかと思います。この計画の集落区域の範囲が特別指定区域の基となっておりますので、地元の意向を聞きながら令和7年度に土地利用基本計画の改定、令和8年度に特別指定区域の見直しを進めております。

地縁者住宅や新規居住者住宅として土地利用を図るため、地元の意向によりまして、特別指定区域の範囲を拡大しようにも、そこが農振農用地であったり、農地転用の許可が下りない場所であったり等、ハードルが高い状況にあるということでございます。

そういった中、人口減少、空き家の利活用対策として、令和6年に福崎町全域を空家等活用促進特別区域の指定を受けまして、市街化調整区域では専用住宅、カフェ等店舗への用途変更がしやすくなるなどの規制緩和により、移住、定住、交流の促進を図っているところでございます。

これから町といたしましても、市街化調整区域内の土地利用に関しまして、地元の要望もお聞きしながら、またこちらからも地元に関わり積極的に関わるようにして、市街化調整区域の規制緩和に係る制度が新しく制定される場合などにおきましては、積極的に活用するなどして取り組んでまいりたいと、このように思っております。

田中康智議員 ありがとうございます。次期マスタープランに、新たな章を設けてくださいと、この件について、まず積極的なご答弁はいただけなかったんですが、ただ、今のご答弁で、市街化調整区域の特別指定区域の指定とか、あとは土地利用に関しまして、地元の要望を聞くというのは、これは大事な柱やということをおっしゃった上で、町のほうからも積極的に関わるようにしていくという趣旨のご答弁をいただきました。そういうふうな意気込みをいただきましたので、ぜひとも町として、目指すべき方向性を明確にさせていただいて、働きかけのほうをよろしく願いたいと思います。

次に、調整区域等の活性化について、具体的な例を引いて町の方針について伺いをしたいと思います。

それは調整区域等の活性化について重要な役割を果たす道路整備についてでございます。

福崎駅西側エリアの活性化や高橋・西治・西谷地区の活性化については、幹線道路の沿道土地利用及び都市機能の拠点整備が重要な方向性であると、マスタープラン及び土地利用基本計画に示されております。都市計画道路「31号 高橋西治線」は、国道312号線のつけ替えを、こちらのほうにつけ替えたらどうやというふうに要望する路線にも上げられている路線であります。市街地への進入道路の混雑の緩和、そして市川町に現在指定されております広域防災拠点、これが市川町にあるんですが、これと福崎町を結ぶ防災ネットワーク路線として、拡幅整備が現在のマスタープランに掲げられている重点整備路線であると私は認識してございます。

そして、この高橋西治線の拡幅整備は交差する「町道20号 西治長野線」、これを経由して、県道「田口福田線」、「前之庄市川線」に接続をしております。

この3路線が幹線のネットワークを形成して、沿道の土地利用等の活性化が大いに期待がされる事業であると私は考えております。この点についての町長のご認識を伺いたいと思います。

また、この高橋西治線の拡幅整備の進捗率は現在72.7%というふうに示されております。総合計画実施計画の中で、令和9年度、10年度、11年度の3か年で整備が予定をされておりました。このたびの行政改革の原案では、この整備計画が1年着工を遅らせてもらいたいとか、そのレベルを超えてしまいまして、全く抜け落ちてしまっているという状態なんです。

投資的経費の抑制のために、この高橋西治線整備に係る一般財源、この負担額は、この3か年でですよ、3か年で900万にすぎません。整備完了による波及効果が大きく期待できる事業でありまして、整備計画に復活させるべきものと考えますが、ご認識をお願いいたします。

町長 町道高橋西治線ですか、これは都市計画決定を打った道路だということですので、そういった位置づけの道路で、重要な道路であるということですので。

県道甘地福崎線、町道駅南幹線を経由して市川町と姫路市をつなぐ地域間の交通を担う圏域幹線道路としてもマスタープランで位置づけられております。

また同様に、県道前之庄市川線、町道西治長野線を経由して、市川町と姫路市をつなぐ道路でもあります。

田口、高岡、西治を結ぶ地域内幹線道路でもあり、整備効果が期待される路線であるというふうには認識をいたしております。

その上で、何とか行革の中であっても、そんなに経費がかからないのではないかというようなご質問でございますが、この高橋西治線の総事業費は、大体2億円ぐらいを見込んでおりまして、そのうち国庫補助金が1億余り、町債が約8,000万、一般財源が900万程度と見込んでおりますが、このうち町債と一般財源の合計が約9,000万円ぐらいになるんでしょうか、これが町の負担となってまいりまして、交付税算入を除いた実質負担は7,000万円ぐらいでございます。

町債の借入分は後年度の公債費増加の要因となりますので、行政改革推進期間中は延期させていただいて、財政状況が改善した後に、再度実施を検討をさせていただきたいと、今はこのように思っております。

田中康智議員 答弁ありがとうございます。先ほどご答弁いただいた内容、実質の町の一般財源の負担が約7,000万という額をいただきました。相当大的な額だというふうに、確かに印象を抱かせるんですが、町債を発行するという事は、分割で各年度影響額を考えるとということになってまいります。この町債は3年据置き15年償還ということですので、元利でちょっと試算をさせていただきますと、単年度は450万ぐらいの負担になるんじゃないかなというふうに私は思っております。

当初計画によれば、令和9年から3年分割の工事ということで、第7次の行政改革の期間内では、先ほど申し上げた450万という影響額よりももっと少なくなってくるんだというふうになるはずですよ。

行政改革期間はちょっと延期だというご趣旨ですので、令和13年度以降というふうにお聞きは一応するんですが、ただそれもいつになるか分からないというようなご趣旨というふうにちょっと捉まえました。先ほどの財政に関する質問の中で、令和13年度以降も財政状況が容易には改善せんという趣旨のご答弁もあったことを併せ考えますと、今後10年は着工しないということもあり得るよう

な、こんなふうなご趣旨の答弁じゃないかというふうに、捉えかねないような今ご答弁だったと思います。

私は、6月の本会議で質問させていただいた元中小企業大学校の跡地の有効活用とか、こういったことにも大きな、これ効果があるというふうにも思っております。そして、先ほど来、各地の幹線道路がネットワークを形成してもたらずメリット、こういったものを考慮していただいたら、調整区域等の活性化の観点から改めてご答弁いただきたいんですが、本当に今後10年ぐらいは何もしないというぐらいの今ご答弁を、趣旨でおっしゃってるんですかね。

町 長 都市計画道路高橋西治線につきましては、先ほども申し上げましたように、都市計画決定をした重要な路線でございますので、もう重要な路線であるということは認識しております。ただですね、このような厳しい財政状況がございますので、田中議員がおっしゃってるような見方もできる場合もあるんかもしれませんが、我々のほうから見ますと、その400万、500万のお金も、厳しい財政の中で捻出していかなければならない。そのほかにも、いっぱい優先度、緊急度を考えていかなければならない事業というのたくさんありますので、そういったことも踏まえまして、この道路につきましては、繰り返しになって申し訳ないんですが、財政状況が改善した後に、再度実施を検討させていただきたいと、このように思っているところでございます。

田中康智議員 まちづくりの根幹は地域の活力を高めることだという、この趣旨は現在の6次総合計画の提言のほうにも書いてあるんです。こういったところ、私完全に同意をしたいと思います。

地域の活力向上のために、幹線道路が果たす役割というのは、これはもう議論の余地のない重要な要件だというふうに私は思います。

本日は積極的なご答弁をいただけなかったんですが、この件については引き続きまたご質問もさせていただきたい。また、ご提案をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて、調整区域等の利便性の維持とか、向上に欠かせない生活道路の整備・改良に地元負担金を求める制度についてお伺ひしたいと思ひます。

本町では、町道を1級から4級に等級分けをしております。条例において、3級・4級町道の整備改良・維持補修に対して、地元自治会に受益者負担金を求める制度となっております。ここでの問題意識は、道路整備改良とか維持補修に負担金を求めるその根拠、そして、その負担を求める先が地元自治会であると、このあたりにちょっと問題意識を置いてご質問をさせていただきます。

福崎町の道路の管理等に関する条例には、根拠法令の直接の引用がないんですが、道路法の第61条にある受益者負担に関する条文を根拠としていると思われるんですが、道路法での条文をちょっと引用させていただきますと、「道路に関する工事によって著しく利益を受けるものがある場合、その利益を受ける限度において、費用の一部を負担させることができる」と、こういうふうな条文になっています。あくまで「著しい利益」でございます。負担する者は「利益を受ける者」というふうになっております。これに対して、本町の条例の第9条では、「工事又は維持で当該部落を利するものについては」というふうな、こういうふうな書き出しなんです。一般的に公共工事による受益者負担金というのは、土地の利便性が向上して、土地の価格が上昇するとか、そういうふうな「受益」が明らかというものに対して議論をされるものでございます。あくまでですね、そして恩恵を受ける土地の所有者等に受益の額を、これがあなたの受けた受益ですよという根拠を明らかにして、土地の面積に応じて負担をさせる、こういう制度

設計が一般的であると私は思います。これを受益者個人ではなく、地元自治会に工事費の一定割合を単純に賦課するといった現在の制度設計は、道路法の61条が全く想定していないような掛け方じゃないかというふうに思います。しかも、道路が本来の機能を発揮するための「維持」についても、受益者負担を求めております。「維持するための道路工事」によって、先ほどの要件ですね、「著しい利益」そういったことが生じるはずがないじゃないですか。逆に、これまで壊れていて、受益が減少していたんですね。それをやっとならば本来のレベルまで戻しますという工事が維持の工事やと。

直ちに道路に係る受益者負担金制度を見直すということは、これは難しいということでは理解はしますが、受益者負担金を発生させるべき「著しい利益」というのは一体何なのかというような、そういう要件とか、負担者についての議論をして、同時に改正のための財源はどうするんだと、これ財源の話も本当に大事なことで、という点も併せて真剣に議論をしなければいけないというふうに考えるんですが、お考えをお聞かせください。

副 町 長 3級、4級の町道の道路改良の工事につきましては、条例に基づきまして一定の割合で地元負担をしていただいているということで、各自治会におかれましてはその徴収にご苦労されていることは十分理解をしているところでございます。

1級、2級町道につきましては幹線道路ということで、不特定多数の方が通行されます。しかし、3級、4級になりますと、生活道路ということで自治会内の方など特定の方が通行をされているというところで、特定の方が受益をしているということから負担を求めているというものでございます。

なお、道路法第61条で想定する受益者につきましては、まず沿道の土地所有者、これは代表的になるかと思えますけれども、それ以外にも土地所有権以外の権利を持つ人や、沿道の居住者、さらにはバス事業者などの法人も含まれて想定をされております。そういった意味では、地元の自治会といった団体も、法は受益者の対象として想定しているというふうに考えております。

また、道路の維持についてですけれども、通常の道路の法面の草刈りですとか側溝の清掃、これにつきまして地元の方にご協力をいただいておりますことは大変感謝を申し上げたいと思います。なお、条例では先ほど紹介がございましたように、道路の新設または改築並びに舗装に要する経費のうち、その工事または維持でという表現をさせていただいております。そもそも、道路の修繕、例えば側溝が損傷しておりましたり、路肩が崩壊していたりしている、これらのところについて、その道路が安全に通行できる状態に回復するための修繕工事、これについては道路法第61条の道路に関する工事に含まれるという解釈で負担金を求めているものでございます。

過去に区長会からもそういった要望、地元負担に対しての廃止という要望もいただいたわけですが、この財源も含めまして今の事業量が確保できているという状況でございます。将来的には負担率の変更ということも含めまして検討していく必要があるかと思うんですけれども、現在のところ見直しですとか、廃止するということは考えておりません。現状の負担でご理解をいただきたいと思っております。

田中康智議員 この点は、論理的にもっと説得的に質問できたらということで思いまして、判例なんか大分探したんですけどね、道路に関する受益者負担金の判例というのなかなかないんですよ。これね、ほとんど下水に関するものですわ。これはそもそも道路工事負担金というのを取るというのがもともと一般的じゃないからとい

うふうには私思うんですね。

行政改革を今現在進めている、またこれが喫緊の課題だということ、今、当面の制度維持ということについては私同意したいと思うんですが、道路整備といった基本的な行政サービスにも、3級、4級ですよ、住民負担をお願いしているという、こういう状況下で、今現在行政改革を進めようとしているんだということを改めてご認識をいただくべきかなということのご指摘をさせていただきたいと思います。

続けて、地元主導の土地改良工事についてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほどの3級、4級の町道の話とちょっと似ておるといふふうにお感じになるかもしれませんが、異なる点は町道の管理者は、あくまで町です、福崎町。それに対して、今話題にしたいのは、対象が農地とか、溝とか、山林とかというふうには管理者が個人やというものなんです。ただ、その影響は個人で何かをするに、痛手が大きい、負担になるということで、それは村として対応するのがふさわしいだろうというような土地改良工事、こういったものを今話題にしたいと思っております。

こうした事例に対応するため、本町では、「町単費土地改良事業補助制度」というのを設けていただいております。補助の内容としては、受益者が2名以上の土地改良工事費の50%を補助しようじゃないかというものでございます。

この補助制度は、地元自治会にとって非常にありがたいもので、私も神谷区の区長をさせていただいてますが、もう大変に助かっているということで、大変ありがたいということは申し上げ、まずはさせていただきたいと思います。

ただ、ありがたいんですが、この補助裏の50%も自治会にとっては重たいという場合がございます。

そこで、工事内容にもよりますが、地元自治会の役員や若い世代が力を貸してくれる、労力を貸してくれるという、そういうふうな工事で、あとは地元で土木関係の事業を営んでいらっしゃるような専門の方からの指導なんかを得ながら、地元が自主的に工事を行うという、こういうふうな話。ただ、必要な資機材は町が提供しますといった、こういった新たな補助メニューを検討してはどうかという提案でございます。

これは既に農林関係の分野で、獣害防止柵のときはこのような制度設計をしていただいております。こういった制度をその他の土木の工事のほうにも拡大するという発想の案でございます。地元自治会で小規模な土木工事を実施するというような経験は集落の一体感を大いに高め、地域の活性化にも資するものと考えます。公民の協働の趣旨からも、ぜひ検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでございますでしょうか。

農林振興課長 今言われましたとおり、福崎町では「福崎町農林水産業関係補助金交付規則」、こちらで農林水産業の生産性の向上、また振興対策に要する経費に対しまして、町が補助金を交付しております。その他土地改良事業では補助率を事業費の50%以内ということで交付をしております。

ご質問の中にもありました「獣害防止柵設置」についてでございますが、こちらは国の「鳥獣被害防止総合支援事業」、こちらを活用させていただきまして、資材、防護柵でいいますと、野生動物の防護柵、こちらについては、ほぼ国庫補助金にて購入を行わせていただいております。また、国の設定単価、これをオーバーした場合のみ、補助対象外となりますので、そちらについては、先ほど言いました「農林水産業関係補助金」により、50%の補助を行っている事業でござ

います。

一方、設置費でございますが、こちらは「多面的機能支払交付金事業」、こちらの「資源向上支払」、これをご活用いただきますと、自主施工に対してになるんですが、人件費が支出可能といったことになっておりまして、非常に有利な制度にて事業を実施していただけるというふうになってございます。

ご提案いただきましたその他土地改良事業において、同様の補助制度ということでございますが、先ほど申し上げました防護柵設置のような資材の購入、これについて国・県の補助メニューがございませんので、現状では国・県補助金を差し引いた額の50%以内ということになりますと、今お支払いいただいておりますように、全事業費の50%の補助、これが最大となってしまっております。

今後も鳥獣の防護柵のような有利な補助メニューについては、可能な限り情報収集に努めていきたいと思っておりますので、そちらについてはご理解をお願いしたいと思います。

なお、先ほど述べました「多面的機能支払交付金事業」、こちらの「資源向上支払」では、水路や農道などの農業用施設の長寿命化のための補修や更新などにもご活用いただけます。

こちらでは砂利やセメントなどの資材のほか、簡易な工具などの購入ができるとともに、重機などにつきましてはリースが可能というふうになってございます。

ただ、各集落における交付金には限度がございますので、なかなか高額な工事などは実施できない状況だとは思いますが、ぜひともご検討いただけたらというふうに考えております。

田中康智議員 ちょっと、先ほどまでの質問で、ちょっと私の説明の仕方が悪かったかなというふうに思うんですが、もうちょっと詳細にご説明をさせていただきますと、地元の自治会が補助裏の50%を支払う原資、先ほどございましたけど、通常は多面的支払制度、これで毎年定額の収入、頂戴しておりますので、こういったところを充当させて、既にそういうふうな充当をさせていただいたところなんです。ただ、規模が大きな工事になりますと、ほかのやりたい工事を3年も4年もためて、これらをためること自体、町に協議をせなあかんのですが、そういったことで貯蓄をして、1本の工事を何とかやると、こういうのが今の実態でございます。そこで、先ほど提案させてもうたんは、工事の施工については、地元区が主体的に行うんだと、この場合に限っての話なんです。そのときに町が必要な資機材を提供していただいて、もしくは100%の補助をしていただくという、こういう制度というのをちょっと今申し上げたような感じにして、もともとの事業費の、全体事業費の50%というところと、今私が新たに提案させてもうたものは、施工のところは地元が100%負担をしますと、資材費を町のほうが100%負担していただいたというふうになっても、実質的に町の負担というのはそんなに変わらへんの違うかということが発想の根本にございます。

この方式であれば、地元は労働力の提供が必要となるんですが、より多くの必要な土地改良工事が行えることになるのではないかとこのように思ったわけでございます。

その波及効果というのは、地元の一体感とか、そういったことは先ほど申し上げたとおり、波及効果は非常に大きいというふうに思いますので、ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

町長 なかなか面白いといえますか、新しい発想でのお話だったのではないかなと思います。ご提案のように、地元区において工事施工、作業を実施していただけるということは、協働のまちづくりというような観点からも、ありがたいことだ

というふうに感じております。

担当課のほうには検討するように指示していきたいなというふうに思います。

田中康智議員 積極的なご答弁ありがとうございます。

これで私の本日、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長 以上で、田中康智議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

会議の再開を14時30分といたします。

◇

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、5番目の質問者は、中田貴子議員であります。

質問の項目は

1、公共施設整備事業について

2、ファミリーサポートセンター設置事業について

3、継続質問

以上、中田議員。

中田貴子議員 議席番号1番、中田貴子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、公共施設整備事業についてです。

文化施設整備と行財政改革の視点から質問をさせていただきます。

奈良県の平郡町や上牧町、また岡山の奈義町へ行財政改革や、教育や、観光の改革例を視察に参りました。

財政が厳しい状況の中でも、公共施設の再編や文化資源を活用した観光政策に積極的に取り組む自治体の事例を学びました。

特に、行財政改革をされた中で、「公共施設の一体化」、「事業の選択と集中」を進めた町の実例は、福崎町のまさに今求めているものと感じました。

特に、財政が危機的状況の中で、自主公演の中止や事業の整理、公共施設の再編に踏み切った自治体の事例は、福崎町の5年後、10年後を考える上で大変参考になるものでした。

福崎町は、文化センターやエルデホールの老朽化、さらに柳田國男・松岡家記念館や神崎郡歴史民俗資料館の活用の在り方など、多くの文化施設が転換期を迎えていると感じています。

牛尾議員も質問をされましたが、財政危機の今、この施設の在り方が重要なことと思うので、質問をさせていただきます。

まず、町民文化系施設の文化センター・エルデホールについてお伺いいたします。

老朽化が進む福崎町文化センターの今後の整備方針について。

令和6年に「福崎町公共施設総合管理計画」が改定され、人口の減少や財政負担の増大を見据えた公共施設の総量適正化・長寿命化・複合化の必要性が示されました。

その中で、文化センターは老朽化が特に進んでいる施設の1つとして位置づけられています。

文化センターは、一般職員1名ほか会計年度職員数名で管理されております。

施設の概要は、大ホール、今はできるだけ使わないホールとなっております。小ホール、2階講義室、1階・2階和室、第1会議室、第2会議室、ともだちひろばがあります。

そこで、年間総利用者数、利用者1人当たりの使用料、利用者1人当たりの町負担額、町民1人当たりの町負担額はいくらでしょうか。

社会教育課長 令和6年度の実績で申し上げます。文化センターを2万3,426人の方が利用され、使用料収入が90万8,220円でした。利用者1人当たりの使用料はこれを割りますと約39円となります。

文化センターの管理事業費の決算額が3,832万4,022円となりますので、これを利用者数、それから令和7年3月末の人口1万8,476人になりますが、それで割りますと利用者1人当たりの町負担額は1,636円から39円を引いた1,597円。それから町民1人当たりの町負担額は、計算しまして2,074円から39円を引いた2,035円が負担額となります。

中田貴子議員 では、受益者負担比率はどれぐらいになるのでしょうか。

社会教育課長 受益者負担比率につきましては、この年間使用料90万8,220円と決算額3,832万4,022円から計算しますと、約2.4%となります。

中田貴子議員 大変低い数字だと思います。

文化センターは竣工から50年以上が経過、老朽化が進んでいます。耐震補強も未実施の状況です。老朽化が進む福崎町文化センターの今後の整備方針について、現時点でどのように考えておられるのでしょうか。

社会教育課長 文化センターは、議員おっしゃるとおり竣工から55年を経過しております。耐震改修工事や大規模改修工事を実施するには多額の経費が必要となります。このため、大ホールの機能をエルデホールのメインホールに移すなど、周辺の公共施設と連携を図りたいというふうに考えております。

中田貴子議員 それでは次に、エルデホールについてお聞きいたします。

エルデホールは一般職員1名、ほか会計年度職員数名で管理されている施設です。平成4年に建設され、これまた30年余り経過した施設でございます。

年間総利用者数、利用者1人当たりの使用料、利用者1人当たりの町負担額、町民1人当たりの町負担額はいくらでしょうか。

社会教育課長 このエルデホールにつきましては、令和6年度の年間利用者数は延べ人数で2万1,588名となります。それから利用者1人当たりの使用料、これは使用料と入場料合わせてですが、計算しますと1人当たり約323円となります。

利用者1人当たりの町負担額につきましては、令和6年度のエルデホール運営費が5,556万4,574円、必要経費で使っておりますので、これを2万1,588名で割りますと2,574円、それから先ほどの323円を差引きいたしますと2,251円となります。

それから、町民1人当たりの負担額につきましては、先ほどの金額を人口1万8,476人で計算しますと、約3,007円となりますので、そこから323円を差引きいたしますと2,684円となります。

中田貴子議員 エルデホールについては、近年文化センター大ホールの使用中止により、町民の文化活動や催事が集中し、利用率は上昇していると聞いております。ただし、自主公演が課題となっていないませんか。公演の企画、チケット販売の方法、収益は赤字続き、継続がままならない状況が続いていると聞きます。

ほかの自治体の視察においても、財政難を背景に自主公演を思い切って縮小・中止し、施設運営を立て直した例が確認できます。

こうした中で、本町は、まず自主公演の実態と町の財政負担を正確に把握し、

事業の継続を見極める必要があると考えます。

エルデホールの自主公演について、事業の継続性や運営の見直しを検討する上で、まずは過去の実績を正確に把握する必要があると考えます。

そこで、過去2年間の自主公演の事業実績についてお伺いいたします。

過去2年間に実施した自主公演について、それぞれの公演費用の総額、主な支出の内訳を教えてください。

社会教育課長 まず、令和5年度の公演費用につきましては総額が1,059万2,820円でございます。うち、出演料が848万7,910円、舞台設備費が140万6,900円、ポスター・チラシ・チケット等の作成費が53万4,600円、広報費が16万3,410円となっております。

令和6年度の公演費用につきましては、総額が1,138万6,158円、うち出演料が858万円、舞台設備費が120万320円、ポスター・チラシ・チケット等の作成費用が138万38円、広報費が22万5,800円となっております。

中田貴子議員 それでは、チケットの販売数についてお聞きいたします。自主公演のチケット販売数と客席の販売率（稼働率）はどのようになっているのでしょうか。

社会教育課長 令和5年度の客席稼働率につきましては5つイベントを開催しておりまして、5イベントで1,730席分の1,730席ということで、100%の稼働となっております。

こちらには、いわゆる指定席という分と、あと立ち見の席の分を含んでおります。指定席につきましては300席で固定ですが、自由席につきましては機器の配置等の関係がございますので、若干35から50席程度で数字が変わることがございます。

次に、自主公演のチケット販売数についてお答えいたします。

まず、令和5年度は7月22日にアニソンライブを開催しておりまして、こちらは指定席が300席と自由席は20席でこれは完売しておりますので販売率が100%です。

それから8月11日に和太鼓の演奏会を開催しまして、これも指定席300席と自由席が59席で、これもいずれも完売で販売率は100%となっております。

それから9月17日の福崎名人寄席、こちらにつきましても指定席300席、それから自由席が51席売れておりまして、販売率としては100%となっております。

それから12月23日、ほいけんたの爆笑ものまねライブがございまして、こちらも指定席300席と自由席が60席で、販売率は100%となっております。

それから2月18日に藤巻亮太アコースティックライブを開催しておりますが、こちらも指定席300席と自由席40席で、販売率が100%で完売をしております。

それから令和6年度につきましては、客席の稼働率、これは屋外イベントを1件開催した関係がございますので、屋内イベントにつきましては6件を開催しまして、2,100席分の1,791席が売れておりまして、85.3%が売れております。

また、屋外イベント1件につきましては、これはE T - K I N Gさんの屋外ライブなんですけど、これは722席を販売しております。

こちらにつきましてはその最大収容人数を1,000人と想定しておりましたので、それから計算しますと稼働率というのは72.2%となります。

それから次に、各自主公演のチケットの販売数についてお答えいたします。

4月28日に開催しました歌劇「蝶々夫人」のハイライトコンサート、こちらは指定席が300席と自由席51席が売れておりまして、完売で100%です。

それから5月19日、これが先ほど申し上げた屋外イベントの関係でFUKUSAKI SHIBAFU FESTIVALで、こちらは722席で、これは屋外の自由席のみとなっております。

それから8月17日にヒロシのソロキャンプトークショーで、こちらも指定席300席と自由席が57席販売しておりまして、これも販売率が100%。

それから10月5日に歌のレストランERDEーを開催しまして、こちらは指定席が231席ということで販売率としては66%。

それから11月17日に三山ひろしさんの特別公演、こちらは指定席が300席と自由席41席で、こちらも完売しておりますので販売率は100%となっております。

それから12月15日、原田節オンドマルトノイベントにつきましては、席としましては259席ということで、こちらは稼働率が74%となっております。

それから2月15日に観光大使関連の世にも奇妙なお笑いライブを開催しまして、こちらは252席ということで、稼働率が72%となっております。

中田貴子議員 それでは、興行収入と公演にかかる経費との収入収支均衡は取れているとお考えでしょうか。

社会教育課長 このチケット販売による収入では、公演にかかる費用は賄えていないというふうに考えております。

中田貴子議員 それでは、過去2年間の自主公演全体を考えたとき、最終的な収入収支をどのように捉え、考えておられるのか。自主公演という事業が町財政にどれほどの負担を生じているのか。財政が厳しい状況の中、こうした自主公演の開催自体が収支を圧迫しているということで、今後の事業の見直しや運営方法の再検討を行う考えがあるのか、お伺いいたします。

社会教育課長 過去2年間の自主事業に係る支出につきましては、令和5年度が1,059万2,820円と、令和6年度が1,138万6,158円と2,197万8,978円でございます。

それから、収入につきましては、令和5年度が417万9,600円と、令和6年度が452万3,900円と870万3,500円ということで、過去2年間の収支としましては約1,300万の赤字となっております。

このため、収支改善する方法としましては、入場料の値上げでありますとか、屋外芝生広場を活用して、より多くの人を収容するイベントを開催するなど、少しでも収支を改善する方法を考えていきたいというふうに思っております。

中田貴子議員 自主公演はもとより、大ホールを個人や団体に貸した場合、照明・音響・舞台設置業務委託料を全額エルデホールが負担してきました。これはこれまでも料金の見直しをするときに課題ということで言われ続けてきていることですが、なぜ今も町が全額負担しているのでしょうか。

ホールを使用した場合の照明・音響・舞台設置業務は、多くの場合、1日5万円から10万円程度必要になっていると思われまます。年間の大ホールの使用回数で計算してみてください。

チケットを350枚売って、満席になったとしても、ここにマイナスの要因、町民の負担率が高い理由があるのではないのでしょうか。

社会教育課長 この令和6年度のメインホールの年間使用日数につきましては213日、そのうち実際こういうふうに稼働しております稼働率としましては67%となっております。

うち、こういう当該業務を59日間委託してありまして年間で599万4,120円を支払っております。平均すると、実際委託している日、稼働日1日当たりにつきましては、599万4,120円を59日で割りますと約10万1,595円となります。

それで、この照明・音響・舞台設営業務委託につきましては、当ホールの「福崎町の文化、地域振興の拠点として町民の文化・芸術活動の場となる」という、そういう設置目的から、基本の3名分は町が負担しておりますが、その3名を超える場合は利用者の方に負担をしていただくという対応を取っております。

こちらにも、規模の大きな会館でありましたら、技術スタッフというものが常駐されているとかいうようなことが、年間契約で委託されているという施設が多く、ただその場合は当町のその都度払いと比較すると、より高額の委託料を支払われているというような状況がございます。

こちらにつきましては、利用者に負担いただく場合、例えばピアノの発表会でありますとか、企業が総会等で利用される場合には、大幅な使用料の増、それから使用料金の増によって貸し館利用の減少につながるということが考えられますので、受益者負担については、ちょっと近隣施設の状況等も調べて対応を考えていきたいというふうに思っております。

中田貴子議員 受益者負担が高くなっても、町民1人当たりの負担が少なくなるように検討いただきたいと思います。

公共施設総合管理計画では、限られた財源を将来にわたって持続可能な形で配分することが求められており、町民1人当たりの負担額、事業としての採算性を踏まえ、自主公演事業の継続性や必要性の検証、抜本的な見直しを行う考えがあるか、町の見解を新たに伺います。

公共施設総合管理計画では、「利用率が低い事業や、費用に見合わない事業は再点検する」ことが明記されています。その観点から、エルデホールの自主公演が“赤字構造”から脱却する見通しが立っていないのを懸念します。

近隣の市町では、プロモーターと連携し、チケット販売をオンライン化したり、地域ポイントと連動した割引制度を執ったり、自主事業の企画自体を外部の専門家に委託したりといった改革がなされています。

本町でもチケット流通のデジタル化や、企画段階での外部連携や支援員の派遣を活用したり、検討すべきと考えますが、いかがでしょう。

例えば、これは市川町が文化委託事業として、支援員派遣によってホールの運営を見直された例がここにもあります。

社会教育課長 この自主公演事業につきましては、例えばアニソンライブなど、エルデホールの定番行事と認識されているイベントもでございます。

また、他の施設と共催で公演を開催して補助金等の助成を受けて費用負担を少しでも減らす対策ということも講じております。

この自主事業につきましては継続して実施をしたいというふうに考えておりますが、例えば実施する事業をより厳選して回数を減らす、屋外の芝生広場を活用して集客数の増を図るなどの対応も考えていきたいというふうに思っております。

それから、チケット販売のオンライン化についてなんですけど、こちらについては、チケットの発券システムを導入する方向で考えてありまして、サービスの一環として、例えばコンビニ等での券売委託が可能かどうかというようなことも確認をしているところです。

それから、地域ポイントと連動した割引制度等につきましては、ちょっと逆に導入によってまたチケット代金を割引すると余計に赤字が拡大するということも

考えられますので、今のところ考えてはおりません。

それと、あと今おっしゃられてました自主事業への専門家への委託についても、例えばプロデューサーの嗜好により事業の方向性が左右されるという傾向があるとも言われておりますので、こちらは一応アドバイスいただけるところはいただきながら対応したいというふうには考えております。

当ホールの自主事業につきましては、大半のイベントが販売率が100%というふうになっておりますので、今以上に集客を増やす方法としては、芝生広場とかで、より大規模な人数が収容できるようなイベントを考えていきたいというふうに思っております。

中田貴子議員 また同時に、今年6月、総務省でも公共施設のマネジメントのICT化が示され、全国で“公共施設カルテ”の導入が進んでいます。ところが、本町では施設ごとの維持管理状況・修繕履歴・費用の見える化が十分とは言えません。

文化施設の再編を進めるためには、町民に理解していただくための数字が必要です。現時点でのカルテの整備等をお知らせください。

社会教育課長 この公共施設カルテ、これは官庁施設の来訪者等の安全確保と行政サービスの円滑な提供を図るためには、施設の劣化状況、それから利用実態等の把握、蓄積には必要なものというふうに考えております。

ただ、当町では公共施設カルテは作成はしておりませんが、この公共施設等総合管理計画を定めておりますので、これによりまして、基礎データは把握をしているところで、適宜改定していくことによって公共施設カルテと同様の機能を果たしているというふうに考えております。

中田貴子議員 ホームページ上にある福崎町公共施設等総合管理計画というのが掲載はされているんですが、できれば目次のところ、第6、基本的な方針とあるんですが、括弧でも構わないので、公共施設カルテという文言を追加していただけると分かりやすいと思います。

次に、社会教育系施設の柳田國男・松岡家記念館や民俗資料館についてお尋ねいたします。

福崎町には、柳田國男・松岡家記念館や民俗資料館など、学術・文化資源としての大変価値の高い施設があります。しかし、客観的に見ると、まだ十分に活用し切れていない面があるのではないかと思います。

柳田國男・松岡家記念館は、複数の会計年度職員で管理されていると、先ほどお聞きいたしました。柳田國男・松岡家記念館では、このたび、日本画家の松岡映丘先生の本画24点が新たに寄託されたと聞いております。本町には画稿（下絵）は多数所有してございましたが、本画を所有していなかった福崎町にとって、本画が寄託されたことで、貴重な作品を鑑賞できる機会が増え、町民の皆さんはもとより、全国のファンにも、福崎町へ来てくださるきっかけになると思います。

一方で、記念館は老朽化が進んでおり、空調や保存環境の面でも、作品を安全に保管し、適切に展示する体制が十分かどうか気になるところです。

そこでお伺いいたします。松岡映丘先生の本画24点が寄託されたことについて、町としてはどのような意義を感じられておられるのでしょうか。

社会教育課長 このたびの映丘先生の本画の寄託は、作品を購入してコレクションを充実させるということが難しい記念館にとりましては、大変ありがたいことと受け止めております。

本画を活用した魅力的な企画展示の実施が可能となったこととか、映丘先生の作品を多くの方に鑑賞いただける機会が増え、松岡家の業績の顕彰、それを後世に伝えるという記念館の設置目的の達成に大変大きな意義があるというふうに考

えております。

中田貴子議員 では、記念館の貴重資料の取扱いと展示方法についてお聞きいたします。

記念館の老朽化が進む中で、これら貴重な本画をどのように保管し、保存環境をどのように確保していく方針なのか、具体的な対応や検討状況をお伺いしたいと思います。

寄託作品を町民や全国のファンの方々に来町し鑑賞していただくために、企画展の開催や常設展示の変更など、展示計画も併せて教えてください。

社会教育課長 議員がおっしゃるとおり、この柳田國男・松岡家記念館につきましても建設から50年が経過し、老朽化が進んでおりますが、この映丘先生の作品等を保存する収蔵庫、こちらにつきましても、修理を行いつつ、学芸員が温湿度、それから光の管理を点検しております。

記念館では例年、春に映丘先生の画稿展を開催しておりますが、その際に本画も交えた展示を行う。それから常設展示、こちらの作品に負担をかけないように入れ替えするなど、展示計画を立てていきたいというふうに考えております。

中田貴子議員 記念館が持つ文化的価値をより広く発信するためにも、計画的な修繕が今後必要だと思います。現在は入館料は無料です。ここでも利用者1人当たり町負担額、町民1人当たりの町負担額はいくらになるのでしょうか。

社会教育課長 記念館の管理事業及び運営事業の令和6年度の決算額は1,089万2,000円となりますが、これを令和7年3月31日現在の人口1万8,476人、それから入館者数の1万3,161人、これで計算をしますと、町民1人当たりの町負担額は約590円、利用者1人当たりの町負担額は約828円となります。

中田貴子議員 とすると、現状の入館料無料で保守・修理を行う場合、文化財保護というのが難しくなってくるのではないのでしょうか。今後、利用料などの検討はされるのでしょうか。無料のまま利用促進を図るのか。あるいは企画展等で有料化など、2段階の徴収を検討されるとか、その方針をお伺いしたいと思います。

社会教育課長 この記念館の観覧料につきましても、平成23年度に町管理に移行する際に条例で定めておりますが、その条例の中で「当分の間、無料とする」として徴収をしていないところです。

辻川山公園の観光客の増加に伴いまして、記念館の入館者数も増えておりますが、無料であるから気軽に来館されている層が増加しているということも考えられます。

有料にすると、入館者数が大幅に減少するおそれがあり、観光客が気軽に訪れ、柳田國男と民俗学・松岡家について学ぶきっかけになることが、この記念館の設置目的の達成には必要な施策ではないかなというふうには考えております。

ただ、このたび映丘先生の本画の寄託をきっかけとしまして、今後の料金徴収の在り方について、現在教育委員会で検討を行っているところでございます。

中田貴子議員 それでは、歴史民俗資料館はいかがでしょう。

この会館も複数の会計年度任用職員で管理されている施設です。現在、記念館に入ると、民俗資料館の入館チケットが手渡され、記念館同様に無料です。資料館の利用者1人当たりの町負担額、町民1人当たりの町負担額はいくらになるでしょう。

社会教育課長 神崎郡歴史民俗資料館では学芸員として採用された会計年度任用職員が常勤1名とその補助をするスポットの職員数名で運営をしております。

令和6年度の事業費につきましても485万円でしたので、これを先ほどの人口1万8,476人と、それからこちらの歴史民につきましても入館者数が1万904人でしたので、町民1人当たりの町負担額が約262円、利用者1人当たり

の町負担額が約445円となります。

中田貴子議員 この資料館も古く、改修する必要が出てきているようです。老朽化が進む2つの施設、そこに新たな本画が加わるという状況の中、今後の記念館整備や展示環境の見直し、また文化施設全体の再編を検討する上で非常に重要なタイミングであると考えます。

今後、柳田國男・松岡家記念館の保存環境整備や展示計画、資料館を含め、町の歴史や文化に対する認識を深め、文化財保護の立場から地域振興の1つになる、この博物館ゾーン全体の在り方をどのように進められていくのか、町長の方針をお伺いしたいと思います。

町長 現在、ガジロウ・妖怪コンテンツの人気から、辻川山公園への観光客、記念館、歴史民俗資料館の入館者数が増えておりまして、地域振興課と社会教育課が連携して取り組んでいるところでございます。

今後、一層の連携を図りまして、「なぜ、福崎町で妖怪なのか」、ガジロウや妖怪コンテンツをきっかけとして記念館、歴史民俗資料館等で民俗学を知っていただくことで、第6次総合計画に掲げている町の将来像、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」の実現を目指していきたいと考えております。

中田貴子議員 町長ありがとうございます。ガジロウをはじめとした妖怪を生かした観光PRは、全国的知名度を得つつあります。この際、文化・観光を一体に見直す好機であると思います。

そこで、柳田國男・松岡家記念館、生家、歴史民俗資料館などの一体的活用と観光PRについて、もっと考えていってはいかがでしょうか。文化資源がまとまって存在し、学術的にも観光的にも価値の高い文化エリアが形成されていると思います。

先日、特別展が開催されていまして。私も何度か足を運んだんですが、ガジロウ、天狗のところまでは、たくさんの方が来られ写真を撮っておられます。ただ、記念館や柳田先生の肖像の前には、なかなか人が歩み寄られません。

このせっかくの柳田國男先生の展示会があるにもかかわらず、それをやっているというチラシ・ポスター・案内の告知がないんです。残念だなと思いました。河童を見られている方、天狗を見られている方に、この天狗は、この河童は柳田國男先生がということ、私は池のところまで話しておりました。でも、やっぱりそこに何かPRするものがあればなど、とても残念に思いました。今、町長はガジロウや天狗のおかげで記念館のところにもたくさん人が増えてきているとおっしゃっておりますが、いま一歩、何か足りないのではないのでしょうか。ガジロウ、妖怪コンテンツを連動させた学問の道への誘導、イベント、情報発信、文化と観光を融合させたPRの方法を検討されたことはあるのでしょうか。

過去の資料の保存場所ではなく、生きた文化の発信地となるよう、一体的に活用し、文化と観光を結びつけた新たな魅力発信が必要と考えますが、どのように考えておられますか。

社会教育課長 文化と観光が連携した取組、PRは議員おっしゃるようにならざるべきというふうにご存じます。辻川山公園でイベントが実施される際は、例えば記念館の延長営業の実施でありますとか、デジタルスタンプラリー等のチェックポイントとして来館を促進、それからあと学芸員による解説を組み込んだ観光ツアーの企画など、今後もこちらは連携を進めていきたいというふうにご存じます。

また、一応SNSではXを利用した情報発信は行っているところですが、それに加えて、記念館、歴史民俗資料館は、本来の設置目的に合う「なぜ、福崎町で妖怪なのか」という答えと福崎町の歴史の魅力を知ることができる施設である必

要があると考えております。

妖怪コンテンツから生まれた観光の「活力」、それと記念館、歴史民俗資料館で感じられる福崎町本来の文化の「風格」、こちらを補完し合うことで町がより魅力的になるというふうに考えております。

中田貴子議員 福崎町において、文化センターの老朽化、エルデホールの運営課題、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館等々の活用など複数の文化施設が転換期にあるのではないかと思います。町民の皆さんが文化活動やイベントを楽しみ、世代を超えてつながれる場所は、町の元気の源だと考えます。

老朽化や利用集中など課題はありますが、だからこそ将来の福崎町にふさわしい文化拠点を町民と共につくることが重要だと思います。エルデホールと文化センターの管理事務の一元化や柳田國男関連施設などの職員配置の検討など、今後の在り方について、町民参加の場づくりも含め、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

町長 第6次総合計画で掲げているまちの将来像は「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」でございます。この「風格のあるまち」というのは、私、言葉を置き換えたら、「文化力のある」とか、「文化力の高いまち」を目指していくんだという表れだというふうに思っております。

この将来像の実現には、多くの町民の皆さんに、文化活動やイベントに参加していただきまして、町の文化力を高めていく必要があると思っております。

その中心を担っているのが芸術文化活動の拠点でありますエルデホールや文化センター、そして福崎町の歴史文化遺産が集まっている柳田國男記念館周辺だろうというふうに思っております。

今後も幅広い年代層の町民の皆さんが気軽に参加、文化に触れる場を創出できるように、施設間の連携を図りながら、風格のあるまちを目指していきたいと考えております。

先ほど、中田議員がチラシを見せられて、柳田國男特別展がされているのに、ガジロウのとこまで行くけれども、そちらのほうに足が向かないというふうにおっしゃったんですけども、それはもう大変残念だなというふうに思っております。今年は特に柳田國男先生の生誕150周年でございます、全国的にもいろんなイベントが東京であり、この姫路の歴史博物館でもあり、という具合に、考古館でもあったのかな、いろんなところでやっていただいております。福崎町におきましても、山桃忌を150周年記念ということでやっておりますし、柳田國男サミットも開催させていただきました。ゆかりの9つの市町村に声をかけさせていただいたんですが、結果的には5つの市町村が集まりました。1町は来ていただくことになったんですけども、台風が近づいておりまして、急遽欠席ということになって、6市町村が5市町になったんですけども、何十年ぶりか首長が顔を合わすことができ、ゆかりの町なんだという連帯感というんですか、そういったことも持ちましたし、力を合わせて柳田國男を盛り上げていこうというような話ができたのではないかなというふうに思っておりますので、そういった柳田國男先生という資源がありますので、それを生かしたまちづくりを進めていきたいなというふうに強く思っております。

中田貴子議員 町長ありがとうございます。そのとおりで、福崎町は柳田國男先生が生まれられた所、生家があるのは福崎町だけですので、それを大事に福崎町をもっともっとPRできたらなと思います。

公共施設の維持管理費が増大する中で、文化施設の単なる維持ではなく、行財政改革、文化振興、観光施策を同時に進める視点が求められていると思います。

福崎町の文化資源を最大限に生かし、町長のおっしゃる活力ある、風格ある、持続可能なまちづくりにつながる方針を期待し、次の質問に入りたいと思います。

次は、ファミリー・サポート・センター事業についてお伺いいたします。

全国的に共働き世帯が増加する中で、地域で子育てを支える仕組みの重要性はこれまで以上に高まっています。ファミリー・サポート・センター事業は、地域の子育て支援を支える柱の1つとして評価されており、本町においても必要な取組になると考えております。

本町では今年9月、「福崎町生活支援員（子育て世帯・高齢者）研修」が開講されました。

地域の皆さんが子育て支援へ一歩踏み出す大変意義のある研修であったと認識しております。

そこでまず、この研修の成果と参加者数、そして今後、実際の子育て支援の場でどのように生かされていくのか、お伺いいたします。

ほけん年金課長 9月に行った生活支援員の研修は10月から開始しております子育て世帯訪問支援事業の支援員を養成するということが1つの目的で行いました。

この研修は、高齢者や子育て世帯に対して、調理・掃除・買い物などの家事支援をする支援員を養成する研修となっております。生活支援員としての活動は、福崎町社会福祉協議会に委託をしておりますので、実際に活動するためには、研修の修了後、社会福祉協議会での採用面接が必要となっております。

研修を受けた人は29人です。今回の研修後、新たに支援員となった3人が10月から始めております子育て世帯訪問支援事業の支援員として活動しております。

中田貴子議員 それでは、一般住民が対象の「緩和した基準によるサービスの担い手育成研修」と、子育て支援も可能な「生活支援員研修」の2種類の研修についてお伺いいたします。

対象も内容も重複する部分が多い2つの研修ですが、町としてどのように整理し、それぞれをどのような役割として位置づけていくのか。また、次年度以降、それぞれの研修をどのように継続して開催されていく予定なのか、今後の方向性をお聞かせください。

ほけん年金課長 今回の研修は「緩和した基準によるサービスの担い手研修」の内容に、子育て支援に関する研修内容を追加して行っております。必修の科目と選択の科目がありまして、全ての科目を受講していただければ緩和した基準によるサービスの担い手として、高齢者向けの生活援助をできるようになるだけではなくて、子育て世帯の訪問支援員としても、ネグレクトなど養育力の弱い子育て家庭の家事支援等も可能になるというものです。

今後も高齢者と子育て世帯向けの生活支援員研修という形で続けていきたいというふうに思っております。

中田貴子議員 ということは、来年度からは研修は1つになるということでしょうか。

ほけん年金課長 生活支援員の研修としては1つで行っていきたいと思っております。

中田貴子議員 それでは、先ほど生活支援員（子育て世帯・高齢者）研修の目的についてご説明をいただきましたが、ネグレクトや養育力の弱い方への支援を念頭に置いた比較的対象が限定される支援事業を担う方の養成講座と受け止めました。

しかし、子育てをされている方の中で、ちょっと困ったり、ちょっと誰かに手伝ってほしかったりと感じている保護者は少なくありません。そういった一般的な子育ての悩みやお困り事に対しても、支援を求める保護者と支援できる地域の

方をつなぐ取組について、町として検討の余地はないのでしょうか。

関係者による支援プランの作成が必要なケースだけでなく、日常的な子育てサポートにもこの研修を受けられた方が生かせる仕組みというのはいかがでしょうか。

ほけん年金課長 一般的な子育ての悩みや困り事に対して支援を求める保護者と、支援できる地域の方をつなぐ取組として考えられるのはファミリー・サポート・センター事業と言われるものだと思っております。

ファミリー・サポート・センターは子どもの送迎や預かりなど、「育児の援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となって、相互の信頼と了解の下に助け合う会員制の組織です。センターの事務局がアドバイザーとなりまして、相互の希望をコーディネートしていきます。

依頼会員には子育てに関する研修を受けていただく必要がありますが、その内容は先ほどの生活支援員の研修の内容とは異なるものですので、別で研修を企画していく必要があると思っております。

中田貴子議員 それでは、今年度設置された福崎町こども家庭センターについてお伺いいたします。

設置により、体制強化が図られたと伺いました。具体的には、職員体制や事業内容でどのような強化が行われているのでしょうか。その内容をお示してください。

ほけん年金課長 こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うために保健センターの中に設置をしております。

福崎町では、このこども家庭センターの設置前から保健センターの中で一体的に取り組んでおりましたので、目に見えて大きく何かが変わったという点は少ないかもしれません。

まず、子育て支援拠点や幼稚園等の関係施設とは、平成28年度から「子育て支援者連絡会」を開催しておりまして、ケース報告や支援を要する児童へのサポートプランの共有などを行い、子育て支援者同士の連携を深めているところです。

令和7年度からは、保健センターの保健師を1名増員して相談体制の強化も行っております。また、既存の事業である子育てショートステイ、病児病後児保育を学校教育課からこども家庭センターへ事務移管をしております。それから、新規事業として、10月から子育て世帯訪問支援事業を開始しております。

中田貴子議員 それでは、地域の子育て支援拠点との連携についてお伺いいたします。

本町には、ニコニコひろば（田原幼稚園内）、ともだちひろば（文化センターの2階）、おひさまらんど（福崎幼稚園内）と、複数の子育て支援拠点が整備されております。第9期計画にも位置づけられています。

これらの拠点を活用し、本町独自のファミリー・サポート・センター事業として展開する子育て拠点施設として検討はできないでしょうか。先ほど課長がおっしゃった養成は別にしないといけないにしても、この施設を利用するというのはいかがでしょうか。

ほけん年金課長 子育て支援拠点は、子育て家庭の保護者とその子どもが誰でも気軽に集って、語り合っ、交流をする場所と思っております。ファミリー・サポート・センター事業を行うにあたりましては、これらの子育て支援拠点を子どもを預かった会員さんが、その預かりを行う場所として活用していくことが可能であるというふうに思っております。

中田貴子議員 それでは、「こども家庭センター」の機能のさらなる充実と子育てサポーターの担い手確保、子育て世帯訪問支援事業など、今後の子育て支援をどのように拡充していこうとされているのか、考えをお伺いしたいと思います。

ほけん年金課長 こども家庭センターでは、第3期子ども・子育て支援事業計画に沿いまして事業を実施しております。現在、実施ができていないものは親子関係形成事業、それからファミリー・サポート・センター事業になるんですが、これらについても実施に向けて検討しております。

この2つの事業が実施できましたら、こども家庭センターとしては、計画どおりに事業が実施できたということになると思っております。

中田貴子議員 子ども・子育て支援事業計画では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、今課長がおっしゃっているとおりだと思いません。援助を受けたい方と支援者の相互援助活動を調整する事業であり、「今期計画において事業実施の検討を行う」と明記されております。

保護者が気軽に通える場の整備、地域住民による一時預かりなど、具体的な方法は様々考えられます。町として、どのような形で検討を進められているのか、具体的に教えてください。

ほけん年金課長 事業の開始にあたりましては、依頼会員の募集、研修の実施、それからコーディネートを行う人員の確保をしていかなければいけません。また、準備期間も必要となってきますが、なるべく早期に事業を開始できるようにしていきたいという思いでおります。

会員制での運営を検討しております。依頼会員、提供会員、両方会員として登録していただいて、会員間の相互援助活動として実施するという形を思っております。

中田貴子議員 できるだけ早く準備をお願いしたいと思います。

子育て支援の充実には、施設整備だけでなく、地域の担い手の存在が欠かせません。研修の充実、制度の分かりやすさ、担い手の確保、拠点同士の連携など、町全体で子育てを支える環境を整えていくことが必要です。子育てに優しい福崎町の実現につながると考えます。

少子化対策は、子育て世代だけの課題ではなく、地域全体で取り組むべきものです。岡山県の奈義町では、町民と行政が一体となって独自の子育て支援策を積み重ね、特殊出生率を大きく改善された事例もあります。

今後、福崎町として、「子育てしやすい町」「共働きしやすい町」としての魅力をどのように高めていかれるのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

町長 私は高校3年生までの医療費の無償化、中学校給食費の無償化、学校トイレの改修、普通教室・特別教室へのエアコンの整備など、教育環境の充実を通じて子育て支援を強化してまいりました。

令和7年3月に策定いたしました「第3期子ども・子育て支援計画」の基本的な考え方にあるとおり、「地域がともに支え合い、すべての子どもと子育て家庭が安心して健やかに暮らせるまち」の実現に向けて、計画の実現に取り組んでいるところでございます。

近年、家庭環境が多様化し、これまでとは違う様々な形での子育て支援が求められてきていると感じております。そのため、計画にもありますように、子育て支援事業は多岐にわたって実施していく必要があります。学校、家庭、行政だけでなく、地域も含めて、それぞれが役割を果たしていくことで、子どもを安心して育てることができる環境をさらに充実させ、より細やかでニーズに合った子育て支援が展開できるものと思っております。

中田貴子議員 町長から前向きなご答弁をいただき、心より感謝申し上げます。安心して子育てをまち全体で支えるという思いを共有できたことを大変心強く感じております。

今、子育てを巡る環境は大きく変わり、悩みを抱える家庭は決して少なくあり

ません。だからこそ、地域の担い手を育て、支援拠点とつながりながら、困ったときにそっと寄り添えるまちであってほしいと願います。研修を受けた方が活動できる環境、そして保護者が安心して助けを求められる体制づくりをぜひ一歩ずつ進めていただきたいと思います。

子育ては地域でみんなで支え合うもの、切れ目のないまちの子育て支援がよりよく進むように検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

6月議会でも取り上げましたコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入について、現状をお伺いいたします。

まさに地域で子育てをするという1つだと思います。文部科学省においても、学校と地域が協働して子どもを育てる体制づくりのため、全国的にコミュニティ・スクールの導入を進めるよう求めており、「地域とともにある学校づくり」を実現する上で重要な仕組みと位置づけられています。

そこでまず、高岡小学校において、コミュニティ・スクールが導入されます。今日までどのような検討が行われ、現在どのような段階にあるのかお聞かせください。

学校教育課長 高岡小学校では、コミュニティ・スクールの導入に向け、年度当初から職員、学校評議員並びにPTAに対して、学校が取り組もうとしている内容を説明しています。

また、職員を対象とした研修会を6月3日に実施し、職員間の共通認識・共通理解を図り、導入に向け機運を高めているところです。

現在、導入に向けた準備委員会を設置し、高岡小学校のコミュニティ・スクールが目指す方向性について協議をしている最中で、来年1月下旬に第1回の学校運営協議会を開催する予定としています。

なお、ほかの町内小中学校についても、1月に小学校、12月に中学校対象の研修会を開催する予定としております。

中田貴子議員 それでは、地域住民や保護者がどのような形で学校運営に関わることを想定されるのかも教えてください。

学校教育課長 コミュニティ・スクールは、学校と地域の皆さんや保護者と共に知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みで、地域の皆さんや保護者も一定の権限を持ち、学校運営に参画していただく合議制の機関です。

コミュニティ・スクールを設置した当該校の校長は、教育課程の編成等、必要な事項について基本的な方針を策定し、学校運営協議会の承認を得た上で、学校運営を進めていくこととなります。

このことにより、地域の実情に応じた特色ある学校運営及び地域や学校が求める学校づくりが可能となります。学校運営の基本方針の承認など、一定の権限を通じて、保護者や住民が学校運営の当事者意識を持って協働し、地域や学校が求める教育目標達成に向けての責任を分担していただくこととなります。

具体的には、学校支援、学校環境整備、体験学習、地域貢献活動などを想定しているところです。

中田貴子議員 ありがとうございます。コミュニティ・スクールは、子どもたちの学びと育ちを学校だけでなく、地域全体で支えるための大きな一歩になると考えています。順調に計画が進んでいるようで、4月スタートができるよう、よろしく願いいたします。

高岡小学校での取組が実り、将来的にはほかの校区にも広がっていくよう、ぜ

ひ前向きに進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、中田貴子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

会議の再開を15時45分といたします。

◇

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

6番目の質問者は大住文子議員であります。

質問の項目は

1、老朽化した公共施設の課題と今後の整備方針

2、重点支援地方交付金の活用

3、福崎駅周辺の土地利用の方針

以上、大住議員。

大住文子議員 議席番号4番、大住文子です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

老朽化した公共施設の課題と今後の整備方針についてお伺いをいたします。

福崎町公共施設等総合管理計画には、公共施設の竣工年度や耐震補強の実施状況が一覧で示されております。この表によりますと、昭和40年代に建設され、築50年以上が経過しているにもかかわらず、耐震補強が行われていない施設が3つあります。すなわち、文化センター、第2体育館、生活科学センターであります。これらの3施設について、耐震診断の実施状況とその結果、また現在の利用状況、利用者の安全確保、今後の整備方針について、順にお伺いしたいと思います。

なお、この後の質問の中で、建物の耐震性能を示す指標であるI s値が出てきます。I s値は、震度6から7程度の大規模地震に対する建物の安全性を評価する指標であり、0.3未満の場合、倒壊・崩壊の危険性が高い。0.3以上0.6未満の場合、倒壊・崩落の危険性がある。0.6以上の場合、倒壊・崩落の危険性が低いとされています。

まず、文化センターについてお伺いします。

文化センターは、昭和45年竣工、築55年を迎えています。耐震診断はいつ実施され、結果のI s値はいくつであったのか、お伺いをいたします。

社会教育課長 文化センターの耐震診断は平成21年度に実施をしております。

その結果、1階大ホールのI s値が0.24と、建物全体で最も低い数値となったため、文化センター全体の耐震性能が低いというふうに判断をしております。

大住文子議員 I s値、特に大ホールのI s値が0.24ということで、0.3を下回っており、大規模地震が発生した場合、倒壊や崩落の危険性が高いと評価される水準でした。

耐震診断から今年で16年がたちますが、これまで耐震補強を行わなかった理由をお伺いいたします。

社会教育課長 耐震補強工事、特に大ホールの耐震補強を行うには、大規模な部材の設置等が必要となり、利用に大きな制限が生じ、また多額の経費が必要となります。

このため、耐震補強工事は行っておりませんが、大ホールの利用をエルデホールのメインホールに移すなどの対応を取っているところでございます。

大住文子議員 多額の経費等がかかるとのことでした。それでは、大ホールの現在の使用状況はどうなっていますでしょうか。

社会教育課長 現在、大ホールは原則、使用しないようにしております。ただ、どうしても利用を希望される方がおられた場合には、耐震性が低いということを説明して、その上で利用をしていただいているところでございます。

大住文子議員 どうしても利用をとのお話でしたが、9月には、手話ダンス甲子園でも大ホールが使われており、また公民館クラブにおいても定期的に通常どおり使用されているということで、耐震性が低いことを説明した上での使用がされているという現状があります。その利用者の安全対策をどのように考え、また、もしものリスクに備えて、どのような対策がされているのか、お伺いします。

社会教育課長 先ほども申し上げましたが、安全確保のため、大ホールは原則使用しないようにしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、どうしても利用したいという方がおられた場合には、耐震性が低いことをお知らせしておりますが、あと業者による各種の点検、それから職員による非常口でありますとか、危険箇所がないかなどの点検を行い、簡易な修繕については行っているところでございます。

大住文子議員 分かりました。令和6年度にも再度耐震診断を実施されていますが、この診断を行った目的を教えてください。

社会教育課長 文化センターにつきましては、先ほど申し上げました大ホールの耐震性が低いために施設全体の耐震性が低いというふうに判断をされております。このため、この大ホール以外の部分が、例えば大ホールを撤去もしくは構造的に分離した場合に継続して使用することができるかどうかを確認するために、令和6年度に耐震診断を実施しております。

大住文子議員 それでは、この診断の内容と、その結果をお聞かせください。

社会教育課長 診断の内容としましては、大ホールを撤去もしくは構造的に分離したというふうに想定をして大ホール以外の部分、いわゆる公民館部分ですが、こちらの例えば壁などのコンクリートを現地で採取したり、分析、構造計算を行って耐震診断を行っております。

結果としましては、公民館部分だけであれば利用が可能というふうに結果が出ております。

大住文子議員 この診断結果を町としてはどのように受け止められましたでしょうか。

社会教育課長 今後、大ホールにつきましては原則使用しないこととしまして、公民館部分については継続して利用したいというふうに考えております。

大住文子議員 それでは、今後文化センターはどのような整備方針で進まれていく予定がありますでしょうか。

社会教育課長 この文化センターは建設から55年を経過しております。耐震改修工事や大規模改修工事を実施するには多額の経費が必要となります。このため、この大ホール部分の機能をエルデホールのメインホールに移すなど、周辺の公共施設と連携を図って利用していきたいというふうに考えております。

大住文子議員 文化センターについて、大規模改修は困難で、機能を周辺施設と連携をしていくとの方向が示されました。利用者の安全を最優先にお願いしたいと思います。

次に、第2体育館についてお伺いをいたします。

第2体育館は昭和44年竣工、築56年が経過しています。まず、耐震診断を実施されていますでしょうか。また、その結果をお伺いいたします。

社会教育課長 第2体育館につきましては、耐震診断は行っておりません。

大住文子議員 耐震診断を行っていないとのことですが、その理由をお聞かせください。

社会教育課長 この第2体育館と同時期に建設されました別の学校の体育館、こちらが耐震診断の結果、耐震基準を満たしていなかったという結果が出ております。ということで、同時期に建てられた建物であるということで、耐震基準を満たしていないというふうに考えて耐震診断については行っていないところです。

大住文子議員 それでは、第2体育館は今、使用状況としてはどのようなになってますでしょうか。

社会教育課長 第2体育館につきましては、令和6年度、それから7年度も使用されておまして、現在定期的に使われてる団体が1団体ございます。

大住文子議員 1団体のみで、あとはないのでしょうか。

社会教育課長 利用される方につきましては、例えば第1体育館が塞がっていたとか、ほかの施設が使えなかった場合に、どうしても使いたいという方が第2体育館を使われることが、ごくたまにございます。

大住文子議員 耐震状況が不明のまま使用されている団体もあるとのことでした。利用者の安全対策はどのようにされておりますでしょうか。

社会教育課長 先ほど申し上げました定期的に使用されている団体に対しましては、耐震診断を行っていませんが、耐震基準を満たしていないということ、それから将来的には体育館としては使用できなくなりますということを説明して、小中学校等のほかの施設の利用を勧めているところでございます。

大住文子議員 それでは、現在使用されている団体に耐震基準を満たしていない等の説明をされて、ほかの施設の利用をしてくださいと促しても、その団体は第2体育館の利用を続けておられるということで、ほかの施設の利用はされないっていうことでよろしいでしょうか。

社会教育課長 これも、その利用しようとされる時期とかの関係もございまして、第2体育館の利用についてはできる限りほかの施設を使っただけというふうにはしております。

大住文子議員 分かりました。公共施設等総合管理計画には、第2体育館について「危険度が高まった時点で廃止・撤去を検討する」と記載されています。この「危険度が高まった時点」とは具体的にどのような状態を想定されているのかお伺いいたします。

社会教育課長 具体的な判断基準というのは定めてはおりませんが、例えば、壁や柱等のコンクリートが剥落、落ちる、それから鉄筋の暴露等、そういった症状が建物の広範囲で確認される状態となった場合を考えております。

大住文子議員 このまま第2体育館の使用を続けるのは安全上どうなのでしょう。町の見解をお伺いいたします。

社会教育課長 この第2体育館の利用を希望される方には、第1体育館でありますとか、あと町内のほかの各小中学校の体育館の利用を案内し、第2体育館の利用についてはできるだけ制限を強化していきたいというふうに考えております。

大住文子議員 使用の制限を強化されるとのことですが、安全面を考えると、使用することには不安を感じます。今後、第2体育館の整備方針はどのようにされるのでしょうか。

社会教育課長 この第2体育館につきましては耐震基準を満たしていないというふうに考えられるため、時期は未定ですが、体育館としての使用を中止したいというふうに考えております。

大住文子議員 時期は未定ですが、使用は中止とのご答弁でしたが、安全面を考えると、できるだけ早い段階で判断をする必要があると考えますが、その辺はいかがでしょうか。

社会教育課長 今おっしゃられますように、使用を中止する時期につきましては、できるだけ検討してまいりたいと思います。

大住文子議員 よろしく願いいたします。文化センターと第2体育館については、本町地域防災計画の地震災害計画の中で、指定避難所になっております。防災マップでも避難所として指定をされています。耐震補強がされていない施設を避難所として利用することについて、どのようにお考えでしょうか。

住民生活課長 地域防災計画に記載されております指定避難所につきましては、災害が発生または発生するおそれがある場合に、その災害の内容によって避難する場所を設定しております。おっしゃられております文化センター、それから第2体育館につきましては、地震発生以外の場合の避難所として指定しております。しかしながら、議員のご指摘のとおり、耐震補強がされていない施設を避難所として指定していることについては、あまり好ましくないというふうに認識しております。

9月議会で大住議員からご質問のあったペット対応避難所の確保、また今回のご質問にもありますように、耐震補強がされていない施設の取扱いなども合わせて、今現在避難所全体の見直しを行っているところでございます。

大住文子議員 分かりました。指定避難所は、安全に過ごせることがもう大前提ですので、またご検討よろしく願いいたします。

次に、生活科学センターについてお伺いいたします。

生活科学センターは、昭和46年竣工、築54年がたっています。

公共施設等総合管理計画では、耐震診断により「要改築」すなわち改築の必要性があると示されています。耐震診断はいつ実施されましたでしょうか。また、I s値はいくつだったのかお伺いいたします。

地域振興課長 平成13年に耐震診断を行っております。1次診断で不適合と判定されております。I s値は0.24でございます。

大住文子議員 文化センターと同じI s値の0.24ということでした。

築30年がたった時点で、既にそのときの平成13年ということですので、0.24という結果が出ており、24年前から要改築と診断されています。改築もされず、耐震補強もされていません。その理由をお聞かせください。

地域振興課長 この建物は平屋でございますし、利用者も少ないという状況でございます。重要な施設から順番に補強していったという経緯でございます。今言われたように、ですので、改めて見直して、耐震化に向けて検討してまいりたいと考えております。

大住文子議員 分かりました。それでは現在の使用状況はどうなっておりますでしょうか。

地域振興課長 神崎郡消費生活中核センターの業務を主に行っております。そのほか、消費者の会の拠点や調理室・講義室を備えております。常時2から3名の職員が従事しております。利用人数につきましては1,500名程度が年間利用しているという状況でございます。

大住文子議員 年間1,500名という大勢の方々が利用されていることが分かりました。利用者の安全対策はどのように考え、また、もしものリスクに備えて、どのような対策がされているか、具体的にお伺いいたします。

地域振興課長 建物の状況度を目視等で定期的に確認しております。維持補修はその都度行っておるという状況でございます。

大住文子議員 分かりました。それでは、今後の生活科学センターの整備方針についてお聞かせください。

地域振興課長 維持コストの低減を図りながら長寿命化を考えて使用してまいります。

大住文子議員 常駐の職員もおられ、年間利用者1,500名ということで、また要改築との

診断から24年も経過していることを踏まえ、耐震化が急務であると考えます。

文化センター、第2体育館、生活科学センター、このいずれの施設においても、まず何よりも優先されるべきは住民の安全であると考えております。災害はいつ起こるか予測できません。気象庁は地震活動の特徴として多くの場合、大地震は突然発生するとしています。過去の大地震もそうでした。

本町の地域防災計画・地震災害対策計画により、町内で想定される地震の震度として、南海トラフ地震では震度5強、山崎断層帯地震では震度5強から6弱とされています。

こうした状況を踏まえると、老朽化し、耐震性が十分でない施設を現状のまま使い続けることに強い危機感を抱いており、大きな問題であると考えております。

施設の利用継続について早急に検討する必要があるのではないのでしょうか。

また、公共施設等総合管理計画には、「公共施設（機能）の集約・廃止等を検討する公共施設の適正化」を進めるための取組の記述がございます。

また、この計画にありますように、現在は各施設の所管の課が管理をしておりますが、今後は部局横断的な組織体制づくりへ、（仮称）「公共施設整備事前協議制度」の導入を早急に進めるべき段階に来ていると考えます。

町としての方向性を早期に示す必要があるのではないのでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

企画財政課長 第7次行政改革実施計画（案）の「32. 公共施設マネジメントの推進」の中で公共施設の廃止・統合、複合化を今後検討していくこととしておりますので、部局横断的な検討委員会などの設置を含め、検討していきます。

大住文子議員 ありがとうございます。一刻も早く方向性を示していただき、具体的な取組に進んでいただけますよう、ご検討をよろしくお願いいたします。

次に、重点支援地方交付金の活用についてお伺いいたします。

物価高騰、とりわけ食料品の値上がりが続く、町民生活の負担は大きくなる一方です。住民の皆様からは「これだけしか買ってないのに、えっと思うほど支払いが増えている。本当にどうにかしてほしい」といった切実な声が寄せられています。政府の総合経済対策の裏づけとなる2025年度補正予算は、16日の参院本会議で可決成立いたしました。

その中で、自治体が独自の物価対策に活用できる重点支援地方交付金には総額2兆円が充当されています。

議長、ここで資料の配付の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 はい、許可いたします。

大住文子議員 ありがとうございます。Side Booksの議会資料、定例会・臨時会、第521回定例会、一般質問の大住の資料「重点支援地方交付金の拡充」をご覧ください。

こちらの左側に、重点支援地方交付金のうち、「生活者支援」の推奨メニューが載っています。主なメニューとして、上からプレミアム商品券やおこめ券の配布、電気やガス代の補助、小中学校の学校給食費支援、水道料金の減免、省エネ家電等への買換え促進など、家計支援を後押しする政策が盛り込まれています。

住民の皆様からも「重点支援地方交付金で、福崎町はどんな支援をやってくれるのか」また、「いつになるのか、早くやってほしい」との声が寄せられています。

そこでお尋ねいたします。国が推奨したメニューのうち、本町として現在どういったものを検討されていますか。

また、特に「迅速に対応でき、幅広い層に行き渡る施策」はどういったものでしょうか。

企画財政課長 令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応として、地域活性化商品券事業を実施しました。この事業をもう一度実施できないか検討しているところです。

また、令和8年度の中学生給食費無償化についても、この交付金を活用したいと考えております。

大住文子議員 分かりました。ご答弁にありました地域活性化商品券というのは、どこのお店でも使えるのでうれしいとの声をよく聞きました。一方で、事務コストや時間がかかるのではないのでしょうか。地域活性化商品券事業の場合、事務コストの内容とかかる費用を教えてくださいたいと思います。また、事務コストは交付金の何%を占めているのでしょうか。

企画財政課長 令和4年度に実施しました地域活性化商品券事業では、全町民に町内の店舗等で使用可能な商品券を1人当たり5,000円配布しました。対象は1万8,905人で、商品券換金費用が9,300万円プラス事務費500万円でした。これを全て交付金で賄おうとすると総事業費9,800万円に対し、事務費が500万円ですので、コストは交付金の5%となっております。

大住文子議員 分かりました。推奨メニューの中に、事務コストを軽減できる事業などはありますでしょうか。

企画財政課長 コストの少ないものとしましては、プレミアム付商品券事業や現金給付などが考えられますが、どれもコストはかかります。広く住民に使い、効果が分かりやすいものとして、紙での商品券配布は物価高騰対応として有効なものと考えております。

大住文子議員 分かりました。いずれにしても、物価高騰、特に食料品の値上がりは、日々の生活を圧迫しており、一刻も早く住民の皆様に届くことが重要であると考えています。今後のスケジュール、また実際に恩恵を受けられる時期は、現時点ではいつ頃となりますでしょうか。

企画財政課長 12月16日に重点支援地方交付金の福崎町の限度額が示されました。限度額は2億366万4,000円となっております。

今後、商品券事業でしたら、町の補正予算の議決後、事業に着手し、準備に2から3か月、その後、各家庭に商品券を郵送しますので、早ければ令和8年の5月から6月の間には各家庭に商品券が届き、それを対象の町内店舗で使えるようになると思います。

大住文子議員 来年の5月から6月とのことで、思った以上に時間がかかってしまうことが分かりました。町としてスピード感を持って対応していただけますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、福崎駅周辺の土地利用の方針についてお伺いいたします。

都市計画マスタープランには、「風格のあるまちの顔づくりに努め、駅周辺のにぎわいを創出する」と示され、さらに「JR福崎駅周辺整備に合わせて新たな商業施設の誘致を図り、都市機能誘導区域として設定する」とあります。

都市機能誘導区域とは、都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増設施設の立地を誘導すべき区域とされており、福崎駅前はまだに本町の重要な拠点であります。

また、同じくマスタープランに「公共交通機関利用者や近隣住民の利便性施設の整備された住宅地及び来訪者に対する交流拠点として“まちの顔”と位置づけ、本町の玄関にふさわしい土地利用を進める」と記されております。

しかしながら、現在の駅前周辺はドラッグストア以外は新たな商業施設の出店

は見られません。都市計画マスタープランが示す商業施設の誘導やにぎわい創出の取組が十分に進んでいないのではないかと感じています。

町民の方からは、「気軽に立ち寄れるカフェなどのお店がもっとほしい」といった声も寄せられています。

そこで質問です。2020年にドラッグストアが開店いたしました。この店が出店した経緯を教えてください。

まちづくり課長 現在のドラッグストアがございましてJR福崎駅周辺につきましては、平成26年度から令和元年度にかけて整備を行っています。当時は食料品等の買い物ができる箇所は1か所しかございませんでした。商業施設が少ない状況でございました。

このため、整備により、空きスペースとなる旧交通広場の箇所において、商業施設の誘致を図り、現在ウエルシアに出店していただいている状況となっております。

大住文子議員 それでは、新たな商業施設の誘致について、現在どのような取組を行っておられるのでしょうか。

まちづくり課長 企業誘致につきましては、今後、福崎駅田原線、千束新町線の開通に伴い、駅前及び沿線の地域の活性化を図るためにも地元と合意形成を図り、また、都市計画審議会にもお諮りする必要があるかと考えておりますが、大規模な店舗等が出店できるように、用途地域の見直しをしていきたいと考えており、そうなれば民間活力による発展を期待しますが、現在のところ、整備した箇所以外での企業誘致等は行っていません。

大住文子議員 大規模店舗の出店の可能性のお話がありましたが、カフェなど、気軽に立ち寄れる店舗の出店を促すような支援策はございますでしょうか。

まちづくり課長 対象は直近の用途が住宅であった空き家に限られますが、その改修工事に要する費用の一部を補助する福崎町空家活用支援事業を令和6年に創設しています。区分としては、住宅型の一般タイプ、住宅型の若者・子育てタイプ、事業所型の3種類がございまして、そのうちの事業所型については、店舗、事務所等を対象としているため、築20年以上、耐震性能を確保している等の条件はございますが、カフェ等の店舗を出店していただく際には本事業を活用していただければと思っております。

大住文子議員 空家活用支援事業を活用すれば、出店も可能とのことでした。この事業について、町としてはどのように周知やアピールをされていますでしょうか。

まちづくり課長 この事業につきましては、広報、またホームページでも周知・アピールをしているところでございます。また、空き家所有者に対しまして、令和6年に福崎町では空家等活用促進特別区域に指定されたことによりまして、空き家の所有者は町に空き家の情報の届出をする必要がございますので、町からその空き家の所有者に対しまして、その届出を提出していただきというふうに通知をしておりますけれども、その通知の際に、こういった事業のアピールも併せて資料を同封してアピールをしているところでございます。

大住文子議員 このような事業があることを、特に若者世代の方々に対して積極的に情報発信をしていただけたらと思います。駅前周辺の土地利用の方針として、「にぎわい創出に向けて」、また「本町の玄関にふさわしい土地利用を進める」とありますが、これまでの取組をお聞かせください。また、今後はどのような具体的な施策を進めていかれますでしょうか。

まちづくり課長 「本町の玄関にふさわしい土地利用を進める」ための取組としては、公共交通結節点機能の向上を図るために、交通広場の整備、県道甘地福崎線の整備、町

道駅南幹線の整備を行いました。

「駅周辺のにぎわいを創出する」ための取組としましては、福崎駅の周辺整備において、交流創出ゾーンとして交流広場、商業ゾーンとして現ウエルシアの施設用地、このほか、ただの観光案内所ではなく、待ち時間に町民と来訪者との交流ができるように福崎駅前観光交流センターを設けています。秋祭りの際には、各集落の屋台が交流広場内でねるなどし、また、F u k u f e s や、えき酒場などのイベントを催し、にぎわっているのではないかと思います。このほか、先ほど申し上げました福崎駅田原線、千束新町線の開通に伴う用途地域見直しによって民間活力による発展を期待しているところでございます。

大住文子議員 分かりました。福崎駅周辺は、都市計画マスタープランにあるように、本町の玄関口であり、駅の改札を抜けた先に広がる光景は、訪れた人が最初に目にするもので、町の印象を大きく左右する大切な場所であります。

また、そこに住み続ける地域の方々が暮らしやすくなったと感じていただけることこそが、一番大事なことではないかと考えます。

福崎駅田原線、千束新町線の開通により、今後駅前周辺のにぎわいが創出されていくよう、さらなる取組の推進を期待いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議 長 以上で、大住文子議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日12月19日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 4時22分